

第23卷第2号

日本養護教諭教育学会誌

Journal of Japanese Association of *Yogo* Teacher Education
Vol.23, No.2, 2020



JAYTE

日本養護教諭教育学会 2020年3月

日本養護教諭教育学会誌
Journal of Japanese Association of *Yogo* Teacher Education (J of JAYTE)
第23巻 第2号

目 次

巻頭言

河田 史宝

養護教諭の「観」 1

実践報告／投稿奨励研究

本岡 千草, 宮本香代子, 伊藤 武彦

生活習慣の定着に向けて実践できる力を育む学校保健活動のあり方についての一考察
—養護教諭が行った集団を対象とした保健指導を通して— 3

調査報告

山崎 隆恵, 斉藤ふくみ, 鈴木 薫

養護教諭養成機関学生は複数配置をどう考えているか
—複数配置の授業設計のために— 17

学術集会報告

第27回学術集会の中止とミニ学術集会開催の顛末 29
学会長基調講演 34
シンポジウム報告 38

活動報告

日本養護教諭関係団体連絡会活動報告 47

総会

日本養護教諭教育学会2019年度総会報告 49

日本養護教諭教育学会第28回学術集会のご案内（第2報） 66
日本養護教諭教育学会会則 67
日本養護教諭教育学会役員を選出に関する内規 73
日本養護教諭教育学会常任理事に関する内規 74
日本養護教諭教育学会学術集会の開催に関する内規 74
日本養護教諭教育学会研究助成金研究の選定に関する内規 75
日本養護教諭教育学会投稿奨励研究の選定方法等について 76

日本養護教諭教育学会名誉役員の推薦に関する内規	76
日本養護教諭教育学会倫理綱領	77
日本養護教諭教育学会誌投稿規程	78
日本養護教諭教育学会誌投稿原稿執筆要領	80
日本養護教諭教育学会誌への論文投稿のしかた	82
投稿時のチェックリスト	85
事務局だより	86
編集後記	88

 巻頭言

養護教諭の「観」

河田 史宝

金沢大学

Yogo teachers' philosophy

Hitomi KAWATA

Kanazawa University

日本養護教諭教育学会の発行した『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第三版>』では、「養護教諭の「観」とは、養護教諭の立場や実践能力を支える考え方や見方である。」¹⁾と書かれている。それでは、考え方や見方はどのようにして養われているのであろうか。

養護教諭の実践能力を支える「観」には、指導観、健康観、子ども観など多くのものが含まれ、これらの「観」は、養成課程の教育現場においても養われている。「養護に関する科目」の教育内容に意図的に含まれていることもあり、徐々に形成されていく。このような講義の他にも、養護実習や保健室ボランティアなどで、学校教育現場に行った際に、児童生徒との様子を観察する機会を通して形成されることもある。健康診断演習で児童生徒と実際に触れ合った際に、気づく内容から価値観を変化させることもある。「ハッとする機会」により、得るものも多いのである。

さらに、養成課程修了後に、学校現場に入ってから形成されている。そこでは、養成課程でえられた「観」を修正し、再構成していくことも考えられる。目の前にいる児童生徒の様子をどのようにとらえて養護実践をしていくのだろうか。現代的な健康課題の解決に向けて、どのような専門性を発揮することになるのだろうか。そのためには、養護教諭の専門的な見方や考え方が養護実践を支えることになる。「観」は実践を支え、実践により形成されることから、養護教諭が実践を積み重ねていくことは重要になる。そのため、実践を重ねて、実践から学び取っていくことを積み重ねてほしいと願っている。

学校現場にいる際には、養護実習生を受け持つことがある。時には、学んできたことと考え方や見方がちがはぐな学生と出会うことがある。そのようなときには、なぜそう思うのか、なぜそう考えるのかについて聞いてみるのも良い。その後、現職養護教諭としての考え方や見方を伝えて、現状の理解を促すのである。そうすることにより、「ハッとする機会」にもなり得る。まだ、幼き子に愛情をもって、いろいろな考え方や見方があることを伝えていくことにもつながり、養成にもつながる。また、現職養護教諭自身の学びにもつながり、考え方や見方を広げることにもなる。

養護教諭の「観」を考えるとときには、「養護教諭の立場や実践能力を支える考え方や見方である。」の視点を忘れずにしていきたいものである。

文献

- 1) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第三版>，15，2019

実践報告／投稿奨励研究

生活習慣の定着に向けて実践できる力を育む学校保健活動のあり方についての一考察 — 養護教諭が行った集団を対象とした保健指導を通して —

本岡 千草^{*1}, 宮本香代子^{*1}, 伊藤 武彦^{*1}

^{*1}岡山大学大学院教育学研究科

A Study on How School Health Activities can be Conducted to Promote the Acquisition of a Healthy Life-style — Health Guidance for Groups that a *Yogo* Teacher Taught —

Chigusa MOTOOKA^{*1}, Kayoko MIYAMOTO^{*1}, Takehiko ITO^{*1}

^{*1}Graduate School of Education Okayama University

Key words : Life-style, School health organization, Health guidance for groups, Role of *Yogo* teacher

キーワード : 生活習慣, 学校保健組織体制, 保健指導, 養護教諭の役割

I はじめに

近年, 社会環境や生活環境の急激な変化に伴う大人社会の夜型化傾向は子供たちの生活にも及んでいる。遅寝・睡眠不足等の生活習慣の乱れの問題を引き起こし, 不定愁訴^{1) 2)}, 生活習慣病の低年齢化³⁾, メンタルヘルスの問題^{4) 5)}等, 心身の健康問題の要因となり, 子供たちの抱える心身の健康問題をより複雑かつ顕在化・深刻化させている。

なかでも, 生活習慣の乱れによる睡眠不足は, 子供たちの注意力の低下・不定愁訴などの短期的な健康障害だけでなく, 将来的に, 肥満・糖尿病・高血圧などの生活習慣病を引きおこす要因となることが先行研究から分かっている^{2) 4) 6)}。それゆえ, 生活習慣の乱れによる睡眠不足は, 学童期において解決すべき喫緊の課題のひとつと考える。

筆者の勤務するA市立B小学校(児童数283名)では, 2011(平成23)年度は, 遅刻する子供たちは一日平均2人未満であった。年間30日以上欠席する長期欠席(不登校)の子供たちもいなかった。保健室の利用状況は, 一日平均4.9人と全国平均より少なく⁷⁾, 健康問題は顕在化してはいなかった。しかし, 毎年実施

している生活習慣実態調査の結果から, 夜更かしに代表される生活習慣の乱れにより, 体調不良や睡眠不足の自覚症状を抱えたまま学校生活を送っている子供たちが2011(平成23)年度は全校の36.3%おり, それ以前の4年間もほぼ同様な傾向が続いていることが把握されていた。

このような実態を踏まえ, 筆者は1997(平成9)年保健体育審議会答申で示されているように, 早期発見, 早期治療という二次予防も重要であるが, 健康的な生活行動を実践するという一次予防を重視する必要がある, 今後は一次予防を促す教育指導面の充実を一層図っていくことが問題解決の糸口となると考えた。筆者が2007(平成19)年にB小学校に赴任した当初から, 年4回生活習慣に関わる内容の保健指導の時間(45分)を確保し, 保健室から教室へ出向いて実施する集団を対象とした保健指導に重点をおき取り組んできた。しかし, 子供たちは学んだ知識は覚えているものの, 未だこの健康問題を改善するには至らなかった。

そこで, 筆者は, このB小学校の健康問題の改善に至らない原因を探り, 実践を見直すことを目的に2012(平成24)年4月教職大学院に進学した。研究を進め

るにあたり、一年次の2012（平成24）年度は、まず、原点にもどって養護教諭の職務についての学び直しをただけでなく、学校保健安全法、学習指導要領、答申等の法的根拠についても学び直し、B小学校の学校経営計画を再度確認したうえで現状把握と課題分析を行った。現状分析を行うことで、指導者側の実践上の課題として、校内組織体制を見直すこと、そして養護教諭の指導と学級担任の指導との関連性をもたせることが必要である等が明らかになった。

養護教諭は学校保健活動の推進にあたって中核的な役割を果たしており、健康課題解決に向けて重要な責務を担っている⁸⁾。そのようななか、学校保健活動における養護教諭の思考や具体的な動き、子供の健康問題解決に向けた保健指導などを実践記録として整理し、有効性について明らかにすることは、養護教諭の実践知を蓄積し、養護教諭の実践力の向上に貢献できると考えた。

そこで本研究では、前述の実践上の課題から、学校保健活動の組織体制の改善を目指して取り組んだ実践の中で、養護教諭がどのような役割を果たしたのかを分析し、学校保健活動を推進していく上での養護教諭の役割について考察した。また、養護教諭が「生活習慣の取組」に参画し、学級担任と連携して保健指導を行い、その成果と課題から自校の「生活習慣の取組」のあり方について考察したことを報告する。

II 研究の方法

1 本研究における用語の定義

A市が設置する学校では、4年に一度、生活習慣実態調査を行っている。調査対象者は、市内の全児童生徒であり、月～金曜日の体調、習い事の回数、帰宅時間、夕食時刻、就寝時刻、起床時刻、目覚め感、睡眠不足感、朝食の有無、排便習慣等の14項目について調査をしている。B小学校では、A市が作成した調査用紙を使用して生活習慣実態調査を毎年実施していることから、本研究における「生活習慣」とは、「毎日の生活を送る中で習慣化された行為、主に、睡眠、食事、排便等」と定義した。

2 研究全体の設計

研究全体の設計は、表1に示した通りである。2012

（平成24）年度には、実践に向けての準備として、「健康課題の明確化」「学校保健計画（案）の作成」「保健室経営計画の作成」を行った。翌2013（平成25）年度は、B小学校に本研究の協力を依頼し実践した。

3 研究期間

2012（平成24）年4月1日～2014（平成26）年3月31日

4 研究対象者

B小学校6年1組（27名）、教職員（6名）

5 調査及び分析方法

実践後の組織の現状や子供の変容を把握するために、以下の調査を実施した。具体的な調査と分析方法等については、表2と図1に示した通りである。

1) 組織の現状把握

組織の現状については、学校保健計画の保健室経営計画の目標の一つに、「学校保健の組織的推進体制を確立させる」を掲げたことから、「学校保健の組織的推進体制を確立できたかについて」の自由記述回答の評価から読み取ることとした。なお、評価は年度末の2月に行った。評価者は、学校保健活動を推進するキーマンと考えられる「校長、教頭、保健主事1名、保健体育部員3名」とした。自由記述回答の分析は、質的分析を行った。得られた記述は、文脈に基づき意味ある文章や内容ごとに切片化し、内容の類似性に従ってカテゴリー別に分類した後、成果と課題の観点別に整理した。

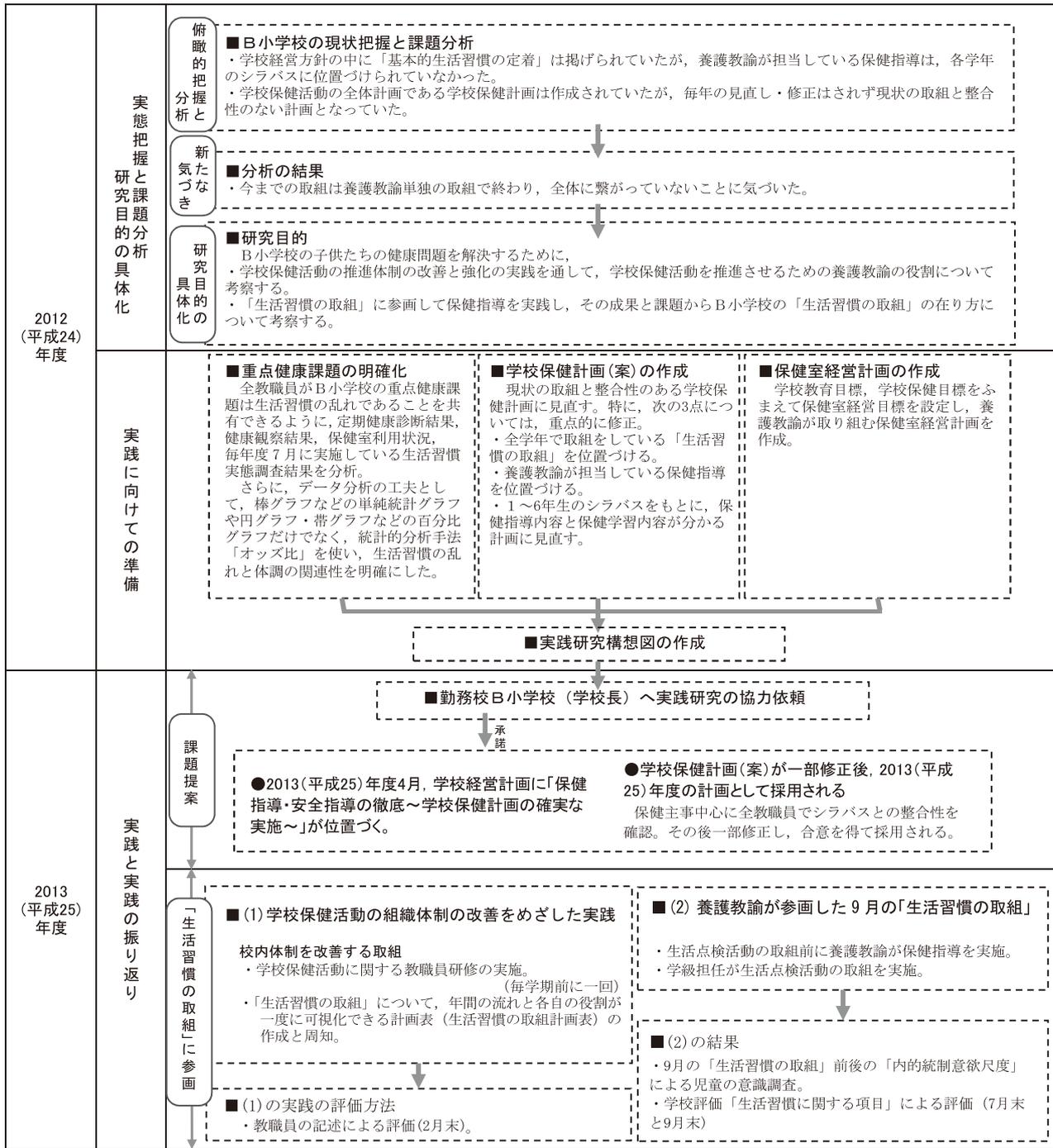
2) 子供の変容把握

(1) 質問紙を使用しての意識調査

山崎ら⁹⁾は、「健康生活に向けて行動実践するには、健康は自分で守る、自分で達成するという意欲や感情が生まれることが必要」と述べている。また、戸部ら¹⁰⁾は、「健康のためとはいえ、新たな行動を身につけ慣れ親しんだ生活習慣を変えていくにはかなりの努力が必要で、そのためのエネルギーは、『努力することによって自分にとって価値ある結果が得られる』という期待感（結果期待）から生じ、授業（指導）の中で、健康や健康行動の意義が子供たちの持つ価値としっかりリンクした時に行動実践への意欲が生まれる」と述べている。

そこで、本研究では、「生活習慣の取組」に参画し

表1 研究の全体設計



て実施した保健指導の評価は、子供たちが行動化できたかどうかの割合(夜10までに寝た割合)だけでなく、健康は自分で守る、達成するという意欲である「健康への内的統制意欲」の意欲尺度⁹⁾を使って保健指導の効果を測定することにした。

「健康への内的統制意欲」の質問調査用紙の項目は、「健康のために規則正しい生活をしたい」「具合が悪くなったり、病気になったりしたら、早く良くなるよう

に自分で努力したい」「病気になるないように、自分で気をつけたい」「自分の健康は、自分で守りたい」「健康のために、夜は早く寝たい」「健康のために、食べるものには気をつけたい」「健康のために、じゅうぶん運動したい」の7つである。得点は、「まったくそう思う(4点)」、「だいたいそう思う(3点)」、「少しそう思う(2点)」、「ぜんぜんそう思わない(1点)」の4段階で自己評価した。また、保健指導前と後の2回

表2 組織の現状や子供の変容を把握するために行った調査方法

1) 組織の現状把握		2) 子供の変容把握			
調査方法	質問紙法	調査方法	「健康への内的統制意欲尺度」による質問紙	調査方法	質問紙
調査項目	保健室経営計画の評価指標「学校保健の組織的推進体制を確立できたか」についての自由記述	調査項目	「健康への内的統制意欲質問紙」山崎ら(2009)を使用 ①健康のために規則正しい生活をした ②具合が悪くなったり、病気になるより、早く良くなるように自分で努力したい ③病気になるように、自分で気を付けたい ④自分の健康は、自分で守りたい ⑤健康のために、夜は早く寝たい ⑥健康のために、食べるものには気を付けたい ⑦健康のために、じゅうぶん運動をしたい	調査項目	学校評価(生活習慣に関する項目)の調査「小5・6年生の目標「夜10時までに寝たか」
対象者	管理職、保健主事、保健体育部員の計6人(他者評価)	対象者	第6学年1組の児童(1学級27人中、有効回答数26)	対象者	第6学年1組(27人)の児童
調査の時期	2014(平成26)年2月末	調査の時期	〔保健指導前〕 2013(平成25)年9月5日(木) 〔保健指導後〕 2013(平成25)年9月25日(水)	調査の時期	2013(平成25)年7月末 2013(平成25)年9月末

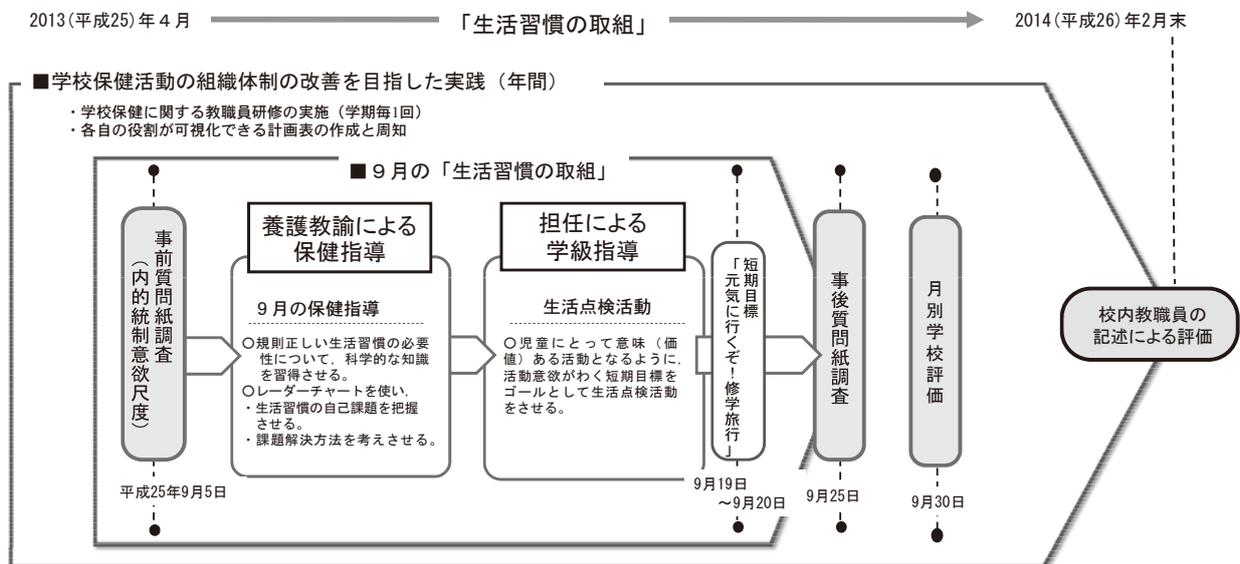


図1 組織の現状や子供の変容を把握するために行う調査と分析の流れ

質問紙調査を行い、その結果は、4段階評価の平均の差を「対応のあるt検定」を使って分析を行った。

(2) 学校評価指標「夜10時までに寝たと自己申告した割合」の結果

生活習慣の定着に向けての取組は、学校評価項目に位置づいたことから、本研究における生活習慣の定着率の評価も、「夜10時までに寝たと自己申告した割合」を使用することにした。

6 倫理的配慮

B小学校の校長及び全教職員に、研究目的及び研究計画を説明し、ならびに児童の健康実態及び質問紙のデータを目的以外に使用しないことを口頭で約束し、

研究の同意を得た。

Ⅲ 結果

2013(平成25)年度B小学校に復帰して実践した流れは、表1に示した通りである。

1 学校保健活動の組織体制を改善するために取組んだ実践

1) 教育計画に「生活習慣の取組」を明確に位置付ける取組

研究を進めるにあたり、一年次の2012(平成24)年度、B小学校の現状分析を行ったところ、学校経営方針の中に「基本的生活習慣の定着」は掲げられているもの

の、今まで行っていた保健指導は養護教諭単独の取組で終わり、学校全体の取組に繋がっていないことに気づいた。また、小学校学習指導要領解説¹¹⁾では、児童の発達の段階を考慮して、教育活動全般を通して保健教育を推進することが求められているにもかかわらず、養護教諭が担当している保健指導は、各学年のシラバスに位置づけていなかった。さらに、学校保健の基本構想である学校保健計画は作成しているものの、毎年度行うべき修正・見直しをせず、校内における実際の取組と計画が一致していない現状が課題として把握された。

(1) 管理職（校長）への働きかけ

2013（平成25）年度当初、校長に2011（平成23）年度の生活習慣実態調査の結果を分析した5、6年生のデータ（表3）や他学年のデータ、定期健康診断結果、健康観察結果や保健室利用状況を示し、生活習慣の乱れ（特に夜更かし）が体調不良の原因の一つであることから、規則正しい生活習慣の確立に向けて重点的に取り組む必要があることを説明した。加えて、子供たちの健康問題を解決するためには、全教職員で共通認識を持って、組織的・系統的に学校保健活動を推進する必要があること等を説明し、本研究の承諾を得た。その後、学校保健計画の取組について校長の理解が得られ、学校経営計画の目標のひとつに「保健指導・安全指導の徹底～学校保健計画の確実な実施～」が位置づいた。

(2) 保健主事への働きかけ

B小学校の校内運営組織は、図2のとおりである。筆者は、現状の取組と整合性のあるように見直した学校保健計画（案）を2013（平成25）年度の学校保健計

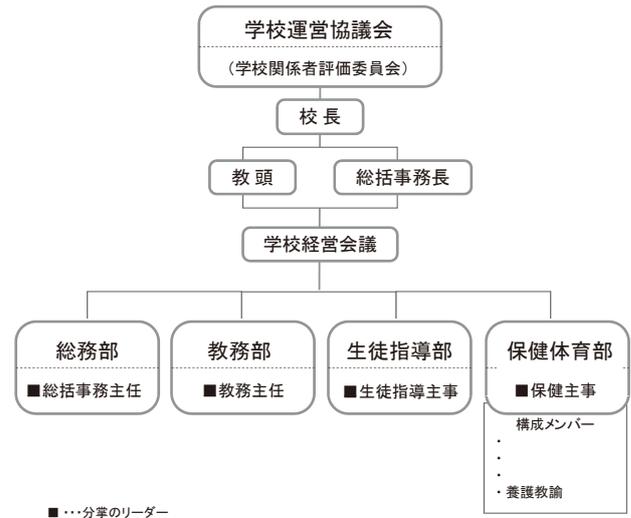


図2 B小学校の校内運営組織図

画として位置づけるために、校長だけでなく保健主事にも本研究の目的を説明し、協力を依頼するとともに学校保健計画（案）の提案をした。その結果、校長と同様に保健主事の理解を得ることができた。その後、保健主事を中心に各学年部でシラバスとの整合性を確認し一部修正を行った後、学校経営会議の合意を得て学校保健計画を、2013（平成25）年度の教育課程に位置づけた。

2) 校内体制の改善に向けた取組

(1) 具体的な計画表「生活習慣の取組計画表」の作成と周知

学校保健計画から「生活習慣の取組」を抜き出し、取組の時期と役割、内容、関連性が一度に可視化できる具体的な計画表「平成25年度生活習慣の取組計画表」を作成し、保健体育部の分掌部会において確認した。その際、養護教諭が担当する保健指導は「生活習慣の

表3 2011年度 B小学校5・6年生の生活実態調査結果
— 1日の健康状態「体調不良」に影響を及ぼす要因—

健康状態に影響を及ぼす生活習慣	オッズ比	95%信頼区間	P値
〔起床時刻〕 AM6時前に起床	2.100	0.647 - 6.821	0.293
〔朝食〕 毎日食べないことがある	1.970	0.404 - 9.607	0.507
〔習い事〕 習い事をしている	0.784	0.351 - 2.093	0.822
〔習い事〕 週4回以上習い事をしている	0.632	0.165 - 2.422	0.755
〔帰宅時刻〕 PM8時以降に帰宅	1.600	0.534 - 4.795	0.448
〔就寝時刻〕 PM11時以降に就寝	4.427	1.512 - 12.959	0.006*

調査月日 2011年 9月12日（月） 有意水準 *p<0.05
 調査対象 B小学校5・6年生 102人
 調査結果 PM11時以降に就寝した子供が体調不良になる割合（リスク）は、それ以前に寝た子供に比べ約4.4倍である。

取組」の一環であることを説明し、保健体育部員の理解を得た。保健主事は、この分掌部会後の学校経営会議（4月）において、この計画表を示しながら「生活習慣の取組」について提案し承認を得た後、全教職員に周知を図った。

(2) 学校保健活動に関わる校内研修の実施

新たな試みとして、学校保健計画に学期毎に1回教職員対象の校内研修を位置づけた。養護教諭は、保健体育部の分掌がこの校内研修を担当し、学校保健活動に関わる内容について研修できるように、保健主事と連携をとりながら企画・運営を行った。また、保健体育部員の共通理解のもと実施できるように、校内研修前には分掌部会をもち、綿密な事前打ち合わせを行った。

校内研修の時間は、学期前の休業中（3学期のみ授業日）に60分確保し、教職員の主体的な学びになるように、座学型だけでなく対話型・体験型の研修形態を取り入れた。さらに当時、2012（平成24）年12月東京の調布市で起きた学校給食による食物アレルギー死亡事故後であり、なおかつ食物アレルギーがありエピソードを処方されている子供が初めて入学してきたということも重なり、教職員の食物アレルギーについての関心と研修意欲は高かった。そこで、研修する際には、主に食物アレルギーに関する内容を取り上げ、その一部に「学校保健計画について」や「生活習慣の取組について」等、学校保健活動に関する内容を組み込んで研修を行った。

2 養護教諭が参画した9月の「生活習慣の取組」

9月の「生活習慣の取組」では、単に生活習慣の改善目標を持たせるだけでなく、生活点検活動が子供たちにとって意味（価値）ある活動となるように、活動意欲がわくゴール（短期目標）を設定して取り組ませた。養護教諭は、この生活点検活動の事前指導に参画し、単独の取組にならないよう学級担任と連携して保健指導を実施した（表1）。

1) 養護教諭が実施した保健指導

(1) 対象

B小学校第6学年の1学級（27名）

(2) 実施の時期

2013（平成25）年9月6日（金）2校時

(3) 保健指導内容

生活習慣の中でも体調不良感に関連のあった睡眠（表3）に焦点をあて、表4に示す内容で保健指導を実施した。

導入「課題をつかむ」では、指導時に旬の話題であった「世界陸上」でメダルをとったトップアスリートたちを例示し、目標を達成するためには、日頃から体調（特に睡眠）管理をすることが重要であることに気づかせた。展開「深める」の部分では、体調管理の中でも、特に睡眠の重要性について教授し、知識を習得させた。指導の「まとめ」では、学んだ知識と自分の実生活との関連性をもたせるために、レーダーチャートを使った「セルフチェックカード」（図3）で生活習慣を振り返る活動を仕組み、修学旅行当日ベストコンディションで参加出来るかどうか自己評価させ、生活習慣の課題を自覚させた。その後、生活習慣の自己課題を解決する方法を考えさせ、個人目標を考えさせた。

2) 保健指導後に学級担任が実施した生活点検活動

養護教諭が保健指導した後、学級担任は、学級活動の時間に、学級月間目標「修学旅行を成功させよう」とリンクした短期目標「元気に行くぞ！修学旅行！」を再度提示し、生活点検を行う目的や方法について指導した。子供たちは、図1に示すとおり、2013（平成25）年9月6日（金）から9月18日（水）までの約2週間、生活点検活動を行った。

生活点検活動は、子供たちが生活点検表を使って自らの生活をふりかえり、毎日保護者と学級担任が確認するという活動である。この生活点検表には、就寝時刻、起床時刻、朝食の有無の点検項目と1週間毎の自己反省欄がある。加えて、保護者が点検項目を毎日確認する欄だけでなく、1週間毎に子供の様子を記入するコメント欄も設けている。

点検活動後、生活点検表を学級担任に提出した人数は27人中26人であり、X児一人だけ提出しなかった。

3 実践後の子供たちの変容

子供たちの変容は、「健康への内的統制意欲」⁹⁾と学校評価「生活習慣に関する項目」から把握した。

1) 健康への内的統制意欲

「健康への内的統制意欲」⁹⁾の質問紙の指導前の配布数は27枚であり、回収数は27枚であった。指導後の

表4 保健指導案

題材名: 体調管理の重要性 ～「トップアスリートの生き方」から学ぶ～

1 保健指導のねらい:

- ・トップアスリートの生き方を通して、目標を達成するためには、日頃から体調(特に睡眠)管理をすることがとても重要だということに気づかせる。
- ・「セルフチェックカード」を使って自分の生活をふりかえることにより、目標を達成するための短期目標をたてて、自分の生活課題を改善しようとする態度を育てる。

2 保健指導の流れ

	保健指導の流れ	指導上の留意点・児童の反応・資料等
課題をつかむ	<p>①目標を達成するためには、練習を積み重ねることだけでなく、体調管理も重要な要素のひとつであることに気づく。</p> <p>今夏も35℃以上の酷暑が続くなか、高校野球など注目すべきスポーツの大会が多かった。特に、8月10日から始まった世界陸上では、ベスト記録に向けて必死に挑戦し続けているトップアスリートの姿を見て、たくさん感動するシーンがあった。</p> <p>「発問」 トップアスリートたちは、なぜメダルがとれたのでしょうか？</p> <p>トップアスリートは、練習等だけでなく、当日ベストコンディションで試合に挑めるように体調管理にとても注意をしている。 今回は、「体調管理の重要性～トップアスリートから学ぶ～」をテーマに保健指導を実施する。</p>	<p>▼導入の話として2013年夏(観測史上1位の猛暑日が続いた夏)に実施されたスポーツ関係の話題を取り上げる。 [例]・世界陸上inモスクワ・高校野球 ・世界柔道選手権大会・バレーワールドグランプリ ・イチロー4000本安打達成</p> <p>▼児童の予想される答え(キーワード) 1.練習 2.努力 3.指導者 4.才能 5.周囲の支え</p> <p>▼メダルをとるためには、「体調管理」も必要なことに気づかせる。</p>
深める	<p>②体調管理が重要な理由を理解する。 2012年ロンドンオリンピックに参加する前のトップアスリートに実施したアンケート結果から考えよう。</p> <p>「発問」 トップアスリートたちは、試合当日に全力投球できるように、体調管理でとても重要視していることがある。 それは何だと思えますか？ ①食事 ②睡眠 ③余暇</p> <p>答え②「睡眠」 トップアスリートが睡眠を重要視している理由について説明する。</p> <p>理由その① 睡眠リズムが乱れ睡眠時間が短いと、日頃の練習成果を十分に発揮することができなくなる。</p> <p>理由その② しっかり眠らないと免疫力が低下して、かぜなどひくなど体調をくずしてしまう。</p> <p>理由その③ 集中力がUPし、競技パフォーマンスが向上する。</p> <p>トップアスリートたちは、自己目標を達成するために、日々の練習等だけでなく、ベストコンディションで試合にのぞめるように、毎日体調管理に配慮した生活を送っている。</p>	<p>▼引用資料:味の素ナショナルトレーニングセンターを利用すアスリート110人対象アンケート結果(2013.3)</p> <p>▼体調管理において重要なこととして、「しっかり眠ること」をあげたアスリートは、全体の84.5%で1位、アスリートの平均睡眠時間は、8時間4分。 2010年NHK国民生活時間調査によると、日本人の平均睡眠時間は7時間14分で、アスリートとの差は50分。アスリートがいかに睡眠を重要視し、睡眠時間を確保しているか分かる。</p> <p>▼理由その① 引用資料:「睡眠のスポーツコンディショニングに及ぼす影響」足利工業大学研究集録 第39号 2005.3</p> <p>▼理由その② 引用資料:「味の素ナショナルトレーニングセンターを利用するアスリート110人対象アンケート」(2013.3)</p> <p>▼理由その③ 引用資料:「USA大学バスケットボール選手のデータ」(2011.HachCら)</p>
まとめ	<p>③課題意識をもつ。</p> <p>「個人活動」 「セルフチェックカード」を使って自分の生活をふりかえり、短期目標を達成するためには、今の自分の生活をどう改善すべきか考えよう。</p> <p>*「セルフチェックカード」を使って自分の生活をふり返る活動について説明する。 ①「セルフチェックカード」の質問に答え、レーダーチャートを記入する。 ②自分の生活を自己評価する。 今の生活リズムを続けると、修学旅行の当日、ベストコンディションで参加できるかどうかを考える。 ③その後、短期目標を達成するために何をどう生活改善したらいいかを考え、具体的行動目標を設定する。</p>	<p>▼「セルフチェックカード」を使って自分の生活をふりかえることにより、自分の生活課題を把握させる。</p> <p>▼短期目標の設定:6年生「修学旅行」</p> <p>▼短期目標に向かって実践する取組「生活点検活動」に繋げる。</p>

参考文献等: 健康教室刊:養護教諭がおこなう保健学習 p74～p83
 「歯・口の健康と食べる機能II」 財団法人 日本学校保健会

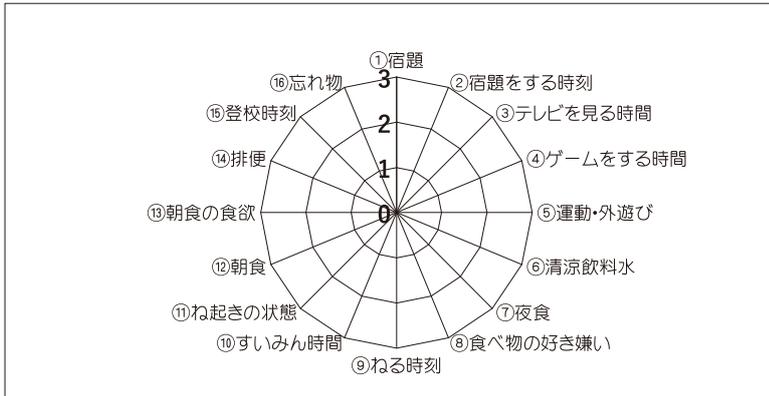
セルフチェックカード

年 組 番 名前：

I. 次のそれぞれの間で、今の自分の生活とあてはまる番号を「回答」のわくに書きましょう。

	回答	自分の生活をふりかえろう！		
問① 宿題を		3. 必ずする	2. 時々忘れる	1. よく忘れる
問② 宿題をするのは		3. 学校から帰ってからすぐ	2. 遊んだ後	1. ねる前・翌朝・その他
問③ テレビを見る時間		3. 0分以上～30分未満	2. 30分以上～60分未満	1. 60分以上
問④ ゲームをする時間		3. 0分以上～30分未満	2. 30分以上～60分未満	1. 60分以上
問⑤ 運動・外遊びを		3. 60分以上	2. 30分以上～60分未満	1. 0分以上～30分未満
問⑥ 清涼飲料水は		3. ほとんど飲まない 毎日飲んでいない	2. 毎日500mlくらい飲む	1. 毎日1L以上飲む
問⑦ 夜食を		3. 食べない	2. 時々食べる	1. 毎日食べる
問⑧ 食べ物の好き嫌いは		3. ほとんどない	2. 少しある	1. ある
問⑨ ねる時刻は、		3. 夜10時までになる	2. 夜10時30分までになる	1. 夜10時30分よりおそい
問⑩ すいみん時間は、		3. だいたい9時間	2. だいたい8時間	1. 7時間未満
問⑪ ね起きの状態は、		3. すっきり	2. 時々ねむい	1. ねむい
問⑫ 朝食は、		3. 毎日食べる	2. 時々食べない時がある	1. 食べないことが多い
問⑬ 朝食の食欲は、		3. ある	2. 時々ほしくない時がある	1. 食欲がない
問⑭ うんちは、		3. 毎日です	2. 一日おきにです	1. 何日も出ないことがある
問⑮ 登校は、		3. いつも間に合っている	2. 時々遅刻することがある。	1. よく遅刻する
問⑯ 忘れ物は		3. ほとんどない	2. 時々ある	1. よくある

II. 次のレーダーチャートに、問①から順番に、答えの番号をレーダーチャートにプロットしてください。
そのあと、●を結んで、レーダーチャートを完成させましょう。



III. レーダーチャートの点数が、特に低い番号に○をつけましょう。

生活関係	運動関係	食事関係	睡眠関係
① ② ③ ④ ⑯	⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑫ ⑬ ⑭	⑨ ⑩ ⑪ ⑮

IV. 今の生活リズムを続けると、修学旅行の当日、ベストコンディションで参加できる。

(1. はい 2. 少し心配 3. いいえ)

IV. 明日から、何を、どのように生活改善していけば、規則正しい睡眠リズムと睡眠時間を確保することができますか？
ベストコンディションで修学旅行に参加できるように、今回のふりかえりをもとに、実行できる具体的な改善行動目標をたてましょう。

睡眠以外の項目に課題がある場合も同様です。実行できる具体的な改善行動目標をたてましょう。

	保護者サイン

図3 セルフチェックカード

配布数27枚であり、回収数は26枚、そのうち有効回答数は26人(96.3%)で、保健指導前後の結果は表5の通りである。

「健康への内的統制意欲」⁹⁾の評価(4段階の自己評価)の保健指導前と指導後の平均値を比較すると、指導後7項目の平均値は全て上昇していた。7項目の指導前と指導後の評価の平均値を「対応のあるt検定」を使って統計的分析をした結果、「健康のために規則正しい生活をしたい」は、有意水準5%(p 値<0.05)で、「健康のために早く寝たい」は、有意水準1%(p 値<0.01)で有意差が認められた。

また、指導前後の自己評価した差を比較した結果が表6である。指導後は、評定が2 σ 以上アップしていた子供は、「健康のために規則正しい生活をしたい」の項目で1人、「具合が悪くなったり、病気になったら、早く良くなるように自分で努力したい」の項目で1人、「健康のために早く寝たい」の項目で1人、「健康のために、じゅうぶん運動したい」の項目で1

人いた。評定が2 σ 下がった子供は、「健康のために規則正しい生活をしたい」の項目で1人、「自分の健康は自分で守りたい」の項目で1人、「健康のために、食べるものには気をつけたい」の項目で1人、「健康のために、じゅうぶん運動したい」の項目で1人いた。それ以外の子供たちは、評定が-2 σ から2 σ の範囲以内だった。

生活点検表を提出しなかったX児の「健康への内的統制意欲」の自己評価結果を注視すると、「健康のために早く寝たい」以外の項目において全て低下していた。また、X児の生活の様子を、事前指導で使用したセルフチェックカードを確認してみると、レーダーチャートの面積はクラスの中で一番小さく、「遅刻」「宿題・提出物忘れ」など複合的な生活上の課題を抱えていることが読み取れた。加えて、「今の生活リズムを続けると、修学旅行の当日、バストコンディションで参加できる」という問いに対して「少し心配」と答え、「なるべく早く寝るようにする。朝ご飯をたくさん食

表5 「健康への内的統制意欲」⁹⁾の変容(9月)

	6年1組(n=26)				p値	有意水準 * p <0.05 ** p <0.01
	指導前		2週間後			
	Mean	(SD)	Mean	(SD)		
①健康のために規則正しい生活をしたい	3.43	0.84	3.73	0.59	0.044	*
②具合が悪くなったり、病気になったら、早く良くなるように自分で努力したい	3.43	0.84	3.65	0.55	0.113	
③病気にならないように、自分で気をつけたい	3.69	0.46	3.73	0.44	0.372	
④自分の健康は、自分で守りたい	3.61	0.49	3.69	0.54	0.263	
⑤健康のために、早く寝たい	3.31	0.82	3.65	0.68	0.002	**
⑥健康のために、食べるものに気をつけたい	3.58	0.74	3.69	0.67	0.208	
⑦健康のために、じゅうぶん運動したい	3.62	0.78	3.69	0.72	0.268	

表6 指導前後の「健康への内的統制意欲」⁹⁾の差(9月)

	6年1組(n=26)			
	Mean	(SD)	2 σ	-2 σ
①健康のために規則正しい生活をしたい	0.31	0.88	2.08	-1.46
②具合が悪くなったり、病気になったら、早く良くなるように自分で努力したい	0.23	0.95	2.13	-1.67
③病気にならないように、自分で気をつけたい	0.04	0.60	1.24	-1.59
④自分の健康は、自分で守りたい	0.10	0.60	1.33	-1.17
⑤健康のために、早く寝たい	0.34	0.60	1.47	-0.78
⑥健康のために、食べるものに気をつけたい	0.12	0.70	1.54	-1.31
⑦健康のために、じゅうぶん運動したい	0.08	0.60	1.33	-1.18

べて、体調管理に気をつける。」という具体的な生活改善目標を自己決定していたが、2週間続けて生活点検活動をすることは出来なかった。

2) 学校評価「生活習慣に関する項目」による行動変容の把握

9月末に実施した学校評価の結果「夜10時までに寝たと自己申告した割合」は、27人中18人(66.7%)で、前回調査月(7月)と比較して人数の変動はなかった。

4 実践後の組織の現状

組織の現状について、年度末の2月に自由記述式のアンケートを実施し分析した結果は、表7の通りである。以降、〈カテゴリー〉《サブカテゴリー》と表記する。

養護教諭が積極的に働きかけた保健体育部の〈分掌への働きかけ〉について、成果としては、《分掌内連携》がスムーズにできた、《学校保健経営の視点での取組》が出来たという意見があげられた。課題としては、《分掌内の役割分担の軽重》が挙げられ、役割分担は出来ているが養護教諭に任せきりになってしまっているという意見があった。

保健体育部が運営した〈教職員対象の校内研修の実施〉について、成果としては、《学校保健の基本的知識と理解》と《学校保健計画の共通理解》が進み、《協働意識の構築》に繋がったという意見があげられた。課題としては、《研修時間の確保》が難しい、保健体育部とその他の教職員では《教職員間の意識の差》が

みられるという意見があった。

IV 考察

1 学校保健活動を推進するための組織体制の構築について

1) 教育計画に「生活習慣の取組」を明確に位置付ける取組

多様化・深刻化する子供たちの現代的健康課題の解決するためには、学校内の関係組織が十分に機能し、学校保健計画に基づき組織的に学校保健活動を推進させていく必要がある⁸⁾。

組織的に学校保健活動を推進するための基盤として、古賀¹²⁾は、「教職員全体で取り組むためには、学校教育目標と関連させ、組織の子供の健康の保持増進という『共通目的』となるよう学校の教育計画にのせなければならない」と述べている。上野ら¹³⁾も同様に、「『計画への位置付け』は重要で、『計画』が組織として機能するとき欠くことの出来ない要素である」と述べているように、組織の目標とその達成のための基本方針に、学校保健活動を位置付けることは必要不可欠である。つまり、B小学校において、学校保健活動を組織的に推進するためには、学校保健計画が教育課程に位置付いていることが大前提となる。しかし、現状分析の結果、学校保健計画は作成されているものの、養護教諭が担当している保健指導が位置づいていない

表7 アンケート調査(自由記述)結果

カテゴリー	サブカテゴリー	成果	サブカテゴリー	課題
分掌への働きかけ	分掌内連携	・学校保健を主務とする分掌組織(保健体育部)内で各活動のねらい、方針、方法がしっかりと共有されていた。 ・学校保健の推進に当たって、保健主事が養護教諭の意図をよく理解し、保健体育部に正しく伝達出来ていた。	分掌内の役割分担の軽重	・分析結果をまとめることを養護教諭に任せしまい、分掌として役割分担して動けなかったことを反省している。
	学校保健経営の視点(PDCA)での取組	・今年度の計画通りすめ、さらに、来年度はこうしようという改善案を出しながらすすめていけた。		
教職員対象の校内研修の実施	学校保健活動の基本的知識と理解	・学校保健活動について、全体で研修する時「なるほど」と思うことが多かった。(今まで知らなかったことや意識していなかったことが多かったからだと思う。)	研修時間の確保	・研修時間の確保については、検討する必要がある。平日の16時からの研修ではなく、長期休暇の時にゆとり研修した方が落ち着いてゆとり学べると思った。
		・学期に1回の危機管理研修を行い、その中に「学校保健活動の内容」を取り入れたことで、学校保健活動に対する理解が深まった。 ・生活習慣の取組では、学期に一度生活点検活動を実施し、課題をつかみ保護者啓発出来たことは良かった。 ・学校保健活動の課題を共有できた。	教職員間の意識の差	・保健体育部員とそれ以外の職員の意識の差が見られる。
	学校保健計画の共通理解	・何の取組と何の取組が繋がっているのがよく分かった。 ・教科、領域との関連が明確になり、学校活動全体を通して保健指導を行っていることが明確になった。 ・保健室経営目標に基づいて具体的な方策が明確に示されて、共通理解しやすかった。 ・学校保健計画の内容を年度初めに全教職員で確認することはとても大切なことなので、来年度も継続してほしい。 ・学校保健計画を全教職員で確認し、共通理解をできた。		
		協働意識の構築	・学校保健計画の共通理解できたことで、教職員の協働意識を高めた。 ・研修を行うことで、組織的に全教職員が動くことの大切さを感じることができた。	

等実際の取組と計画は一致してなく、生活習慣の改善に向けた取組は、組織の「共通目的」となっていなかった。

本研究において、年度当初、養護教諭は、学校保健に関わる組織体制づくりに関して、学校経営計画を理解したうえで、学校経営のリーダーである校長及び分掌「保健体育部」のリーダーである保健主事に、生活習慣の改善に向けた取組の必要性を提案し、教育課程に学校保健計画が明確に位置づくよう積極的に働きかけた。この働きかけにより、校長の理解を得られ、学校経営計画に明確に位置づいただけでなく、保健主事の理解も得られ、全教職員の合意のもと学校保健計画は教育課程に明確に位置づき、学校保健目標は組織の「共通目的」となり、組織基盤を作ることが出来た。

文部科学省は、保健主事には、学校保健活動の調整に当たる教員として、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行し、組織的活動となるよう働きかける役割があると明示している¹⁴⁾¹⁵⁾。しかし、学校保健経営において、日本学校保健会の調査¹⁶⁾によると、校長から任命された保健主事は、教諭からの任命が62.1%を占めており、学校保健活動の全体を十分に掌握している割合は21.4%、学校保健活動が行われる時の課程（時間）を十分意識して取組んでいる割合は22.8%で、養護教諭が頼られる場面も少なくない実態がある¹⁷⁾。

このような実態及び本研究の結果を鑑み、高橋¹⁸⁾が「養護教諭も『閉じられた専門性』ではなく、『開かれた専門性』を持って学校経営に参加し、積極的に働きかけていく視点を持つ必要がある」と述べているように、養護教諭は、保健室経営の視点だけに留まらず、学校全体を見通す視野をもって主体的に学校経営に参加しなければ、学校保健活動を推進するための組織基盤を構築することは難しいと考える。

これらのことより、学校保健活動を推進するための組織基盤を構築するために、養護教諭は、主体的に学校経営に参加し、根拠を明確にして課題を提案し、学校保健目標が組織の共通目的となり教育課程に明確に位置づくよう、積極的に働きかけていく役割を担うことが肝要であることが分かった。

2) 校内体制を改善する取組

学校保健活動を組織的に推進させるには、全教職員が学校保健に関して共通理解（基本的知識と理解）することが大前提となる⁸⁾。しかし、教職員の実態として、教職教員免許法施行規則には、教員免許状を得るために必要な科目に「学校保健」に関する内容は位置づけられていないので、保健体育科以外の教職員は、養成段階で「学校保健」について学ぶ機会は少ない¹⁹⁾。また、学校保健に関する職員研修や管理職研修はほとんど実施されないため²⁰⁾、学校保健活動に対する理解の不十分さや関心の低さ、主体的に取り組む上での意識不足がみられる管理職や一般教諭もいることから⁸⁾²¹⁾、学校保健に関する研修の確保・充実することが求められている今日の状況がある⁸⁾¹⁹⁾。

このような背景をふまえ、本研究では、今まで継続して行ってきた「生活習慣の取組」が組織的な取組となるよう改善するために、分掌内の役割と責任の明確化及び教職員対象に校内研修を実施した。

実践後の組織現状の評価として、《分掌内連携》がスムーズに出来るようになり、《学校保健経営の視点(PDCA)での取組》が出来たという意見があげられた。これらは、養護教諭がリーダーシップをとって保健体育部の分掌に働きかけて、分掌として校内研修を企画・運営したことや、いつ誰が何をどうするという具体的役割を明確にした生活習慣の取組計画表によって、責任、権限、裁量を自覚することになり、保健体育部員の貢献意欲やモラル（意気込み・やる気）を引き出すことに繋がったと推察できる。

また、《学校保健の基本的知識と理解》と《学校保健活動の理解》が進み、《協働意識の構築》に繋がったなどの意見があげられた。これらのことも前述と同様で、養護教諭が中心となって保健主事と連携をとりながら校内研修の企画・運営したことで、教職員の学校保健に関わる基本的知識と理解が進み、なぜ「生活習慣の取組」を展開するのかという活動の重要性と目的を全教職員で共有できたからだと推察できる。

これらのことより、学校保健活動の校内体制に関わって、養護教諭は、専門性を生かして学校保健活動のリーダーシップをとり、同じベクトルで健康問題の解決に向けて取り組めるように管理職や保健主事、他

の教職員に積極的に働きかけ、学校保健を担当している分掌が機能するようコーディネートすることが肝要であると分かった。

校内体制の改善に関して残された課題として、《教職員間の意識の差》、《研修時間の確保》、《役割分担の軽重》があげられた。この課題を解決する方策として、学校保健に関する校内研修を継続すること、教育課程編成時に教務と相談して研修会を計画し時間を確保すること、養護教諭、保健主事、保健体育部員の役割を明確にし、負担になりすぎないように配慮するなどが考えられる。

2 子供たちの「生活習慣の課題改善」について

保健指導は、日常の具体的な問題に即して実践的能力や態度の育成を図ることを目的として実施されている^{22) 23)}。今回の研究では、生活習慣の改善を目指して、9月の「生活習慣の取組」に参画し、学級担任と連携して、生活点検活動前に保健指導を実施した。

その結果、表5、表6に示す通り「健康への内的統制意欲」⁹⁾は全ての項目で高まり、「健康のために規則正しい生活をしたい」と「健康のために早く寝たい」の項目では、有意差も認められた。特に、保健指導で取り扱った「健康のために早く寝たい」の項目では、評価が -2σ 以下の子供はいなく、有意差が認められた (p 値 <0.01)。

戸部¹⁰⁾は、健康の基礎となる知識について腑に落ちるように理解できた時、子供の知的好奇心は高まり、健康と健康行動への認識と意欲が高まると述べている。松本²⁴⁾は、人がある行動をとるためには、近い将来その行動をしようと思うやる気（「行動意志」）が必要だと考えたと述べている。

今回実施した保健指導では、事前に学級担任と連携したうえで、生活習慣の中でも、体調不良感と関連のあった睡眠に焦点をあてて指導したこと、子供たちに規則正しい生活習慣を送ることの必要性和自分にとってプラスになる有益性^{10) 24)}について理解させたこと、子供たちにとって価値（結果期待）が高いと考えられる「修学旅行」の成功を目標として提示したうえで、「セルフチェックカード」を使って生活を振り返り、レーダーチャートを作成させて、「今のままのでは困る」という気付きと危機感^{10) 24)}をもたせたこと、具体的

な生活改善の目標を自己決定^{10) 24)}させてから生活点検活動に繋げたこと、体調不良感と相関のある睡眠に重点を置き、健康行動理論^{10) 24) 25)}の考え方を取り入れたこれら一連の指導と活動を行ったことにより、「内的統制（健康は自分で守る、達成するという）意欲」は向上したと考えられる。

また、健康行動理論では、健康に関する行動が変わって維持されるには、家族や友人、同じような状況にある人からのソーシャルサポートが役立つ²⁴⁾。行動変容を進めるには、子供が行った良い行為に対して称賛や承認、褒美など正の強化を取り入れていくと、行動の継続に有効である¹⁰⁾と言われている。このことから、生活点検活動において、2週間の生活点検活動後だけでなく、活動の半ばに子供の様子を記入する保護者コメント欄を設けたことは、生活点検活動を行う際の意欲の継続に繋がったのではないかと考えられる。

9月の「生活習慣の取組」結果は、行動指標である「夜10時までに寝たと自己申告した割合」は、指導前の18人（66.7%）と変わらず現状維持に留まり、生活習慣の改善までには至らなかった。しかし、生活習慣、特に睡眠は、小学校期の発育発達と共に悪化し易い傾向があることから²⁶⁾、明らかに行動変容した子供はいなかったが、学級担任と連携した指導と活動により一定の予防効果があったと期待される。小学校期に生活習慣が悪化することを防ぐためには、今後も計画的に継続して「生活習慣の取組」を実施することが効果的であると考えられる。

中村ら²⁷⁾は、学童の生活習慣を改善するためには、改善できない理由の特徴をとらえたうえで、段階的に親子あるいは学童自身に関わっていくプログラムが必要であると述べている。松本²⁴⁾は、健康に良いとされる行動を勧める場合、その対象者にとってその行動を行うことを妨げているものが何であるかを明らかにし、それらを減らすためにどのように働きかけをしたら良いかを考える必要があると述べている。このことから、生活点検表を提出はしなかったX児については、「内的統制意欲の変容」だけでなく、保健指導で使用した「セルフチェックカード」の結果、及び学級担任や他の教職員と情報を共有し、X児の抱えている困難さや生活習慣を改善できない背景を把握した上で個別

の支援方法を検討し、組織として支援することが必要であると考える。

しかし一方で、学童期の生活習慣に関わる子供の教育に第一義的な責任を持つのは、保護者である⁸⁾。二宮ら²⁸⁾は、子供の生活環境には、親の気持ちや生活習慣病のとらえ方が大きな影響を与えるものと考えられており、親の努力や思いを認めながらも、親の生活習慣病に対する理解を深め、家族全体で協力して生活習慣の改善に取り組めるように援助することが大切と報告している。このことから、生活を大人に依存する学童期は、子供の生活習慣の形成において、保護者を巻き込んだ取組が効果的であると考えられる。

今後は、「生活習慣の取組」を子供だけでなく家族と共に取り組めるような取組に改善していく。そして、「生活習慣の取組」に参加しない子供については、子供の抱えている困難さや生活習慣を改善できない背景を踏まえたうえで、保護者との信頼関係を大事にしながら、個別に支援をすることが必要であるとする。

V 本研究の限界と今後の課題

本研究は、児童数283名、教職員20名のB小学校において、6年生1学級を対象とした実践研究であって比較群を設定することができなかつた。また9月の「生活習慣の取組」に参画し、担任と連携して実施した保健指導の指導記録を残すことができなかったことなどをふまえて、今後は詳細な指導記録を残すことでより明確な実践報告ができるよう努めたい。

VI おわりに

B小学校において研究を行った結果、次のことが明らかとなった。

1 学校保健活動を組織的に推進するために必要な養護教諭の役割

1) 養護教諭は、学校経営目標を学校保健の視点で捉え、専門的視点を生かして学校教育全体を俯瞰することにより、組織の課題に気づき根拠を明確にして課題を提案する。教育課程に学校保健活動が明確に位置づくよう主体的に働きかけていくことが、管理職の理解や組織体制の基盤づくりに繋がる。

2) 養護教諭は、専門性を生かして学校保健活動のリーダーシップをとり、同じベクトルで子供たちの健康問題の解決に向けて取り組めるように、管理職や保健主事、他の教職員に積極的に働きかけ、学校保健を担当している分掌が機能するようコーディネートすることが、学校保健活動の共通理解と校内体制の構築に繋がる。

2 B小学校の「生活習慣の取組」の在り方

- 1) 学級担任と連携し、生活習慣の中でも、体調不良感と関連のあった睡眠に重点を置き、健康行動理論^{23) 24) 25)}の考え方を取り入れた指導と活動を行うと、「健康の内的統制意欲」⁹⁾は向上し、一定の予防効果は期待できる。
- 2) 「生活習慣の取組」に効果が見られない子供に対しては、養護教諭が把握している情報だけでなく、学級担任や他の教職員と情報を共有し、その子供が抱えている困難さや生活習慣を改善できない背景を把握した上で個別の支援方法を検討し、組織として支援する必要がある。
- 3) 「生活習慣の取組」は、子供だけでなく家族と共に取り組めるように改善する必要がある。
- 4) 個別の支援を必要とする子供の保護者啓発については、その子供の抱えている困難さや生活習慣を改善できない背景を踏まえたうえで、保護者との信頼関係を大事にしながら支援をする必要がある。

付記

本研究は、2016年度日本養護教諭教育学会第24回学術集会において発表し、日本養護教諭教育学会投稿奨励研究に選定され、その後一部修正・加筆したものである。

文献

- 1) 田中秀樹, 平良一彦, 荒川雅志他: 沖縄県の中学生における夏休み中の睡眠習慣-生涯健康の観点からの検討, 精神保健研究, 13, 65-71, 国立精神・神経センター医療研究所, 2000
- 2) 高橋清久: 思春期をめぐる諸問題-医療と教育の立場から「睡眠学からみた思春期」, 日本医師会雑誌, 129 (10),

- 1579-1585, 日本医師会, 2003
- 3) 藤内修二, 荒川洋一, 柳澤正義: 小児の血圧に影響する生活習慣—運動習慣, テレビ, 食生活など, 小児科診療, 58 (11), 1961-1967, 診断と治療社, 1995
- 4) 橋本俊顕: 子供の睡眠の現状, 四国医学雑誌, 60 (1-2), 14-19, 2004
- 5) 文部科学省: 心の健康と生活習慣に関する調査研究事業, 1999
- 6) 兵庫教育大学連合学校教育学研究科共同研究プロジェクト プロジェクトC: 青少年の危険行動と学校教育—総合的発達支援及び養護性の育成—, 兵庫教育大学連合学校教育学研究科, 2006, <http://www.office.hyogo-u.ac.jp/mediA/view?id=1002&site=18> (アクセス2017年10月10日)
- 7) 日本学校保健会: (平成23年度調査結果) 保健室利用状況に関する調査報告書, 15, 2013
- 8) 中央教育審議会: 子供の心身の健康を守り, 安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について (答申), 2008
- 9) 山崎勝之, 藤井誠治, 内田香奈子他: 学校のできる心理学を取り入れた生活習慣病予防プログラム, 203-204, 東山書房, 2006
- 10) 戸部秀之, 齋藤久美: 児童・生徒の心に響く! 行動科学を生かした保健の授業づくり, 9-19, 少年写真新聞社, 2011
- 11) 文部科学省: 小学校学習指導要領解説 総則編
- 12) 古賀由紀子: 学校保健経営に係る「養護」についてバーナードの組織論からの考察, 日本養護教諭教育学会誌20 (2), 61, 2017
- 13) 上野芳子, 西村孝江, 保坂小百合他: 養護教諭が推進する組織的で継続可能な小学校の喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育プログラムの開発と実践, 岡山大学教師教育開発センター紀要, 5, 別冊, 139, 146-148, 2015
- 14) 文部科学省: 保健主事のための実務ハンドブック, 6・7, 2010
- 15) 文部科学省: 保健主事のためのマネジメント事例集, 日本学校保健会, 2012
- 16) 日本学校保健会: 保健主事に関する状況調査報告書, 72-75, 2014
- 17) 三木とみ子編集代表: 新養護概説, 207, ぎょうせい, 2018
- 18) 三木とみ子編集代表: 保健室経営マニュアル—その基本と実際—, 5, ぎょうせい, 2009
- 19) 東京都学校保健研究会: すぐ使える学校保健OJTシート, 8-9, 東山書房, 2018
- 20) 高橋由子, 武嶋俊行: 健康課題の解決をめざした組織的活動と養護教諭の役割, 上越教育大学教職大学院研究紀要, 1, 86, 2014
- 21) 留目宏美: 学校保健推進の協働に係る問題と養護実践に関する考察—養護教諭に対するインタビュー調査から—, 日本養護教諭教育学会誌, 17 (1), 45, 2013
- 22) 日本学校保健会: 養護教諭の特質を生かした保健学習・保健指導の基本と実際, 44, 2001
- 23) 三木とみ子, 大沼久美子: 新訂 養護概説, 139, ぎょうせい, 2018
- 24) 松本千明: 医療・保健スタッフのための健康行動理論実践編—生活習慣病の予防と治療のために—, 5-26, 医師薬出版株式会社, 2004
- 25) 松本千明: 医療・保健スタッフのための健康行動理論の基礎—生活習慣病中心に—, 62-72, 医師薬出版株式会社, 2009
- 26) 中野貴博, 春日晃章, 村瀬智彦: 児童期の子供における生活習慣管理能力の変化の検討—生活習慣項目の項目分析結果を用いて—, 体育測定評価研究, 10, 41-49, 2010
- 27) 中村伸枝, 石川紀子, 武田淳子他: 学童の親がとらえた子どもの生活習慣と生活習慣が改善できない理由—運動習慣・食習慣・生活規律に焦点を当てて—, 千葉大学看護学部紀要, 23, 15-22, 2001
- 28) 二宮啓子, 丸山浩枝: 生活習慣に関連した健康障害をもつ思春期の子どもと親の認識, 神戸市看護大学紀要, 9, 45-54, 2005

(2018年2月19日受付, 2020年2月4日受理)

調査報告

養護教諭養成機関学生は複数配置をどう考えているか —複数配置の授業設計のために—

山崎 隆恵*¹, 齊藤ふくみ*², 鈴木 薫*³

*¹北海道教育大学札幌校, *²関西福祉科学大学, *³淑徳大学

Thinking about Multiple Placement by *Yogo* Teacher Training Course Students — For The Creation of Classes —

Takae YAMAZAKI*¹, Fukumi SAITO*², Kaoru SUZUKI*³

*¹Hokkaido University of Education, *²Kansai University of Welfare Science

*³Shukutoku University

Key words : Multiple Placement, *Yogo* Teacher, *Yogo* Teacher Training Course Students

キーワード : 複数配置, 養護教諭, 養護教諭養成機関学生

I はじめに

養護教諭の複数配置は1960年代後半より、大規模校、障害児学級、公害地域、その他教育困難校などの特別な健康問題や教育問題のある学校への「特別加配」から始まったとされている¹⁾。その後、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令により、第6次公立義務教育諸学校教職員配置計画（1993年度から1998年度まで）において、「養護教諭は3学級以上の学校すべてに配置し、30学級以上の学校には複数配置とする」と規定された²⁾。さらに第7次定数改善計画（2001年度から2005年度まで）では、児童数851人の小学校、生徒数801人以上の中学校・高等学校、児童生徒61人以上の特別支援学校に複数配置の拡充がなされた³⁾。一方で、基準が実態に即していないという指摘⁴⁾もされている。2013（平成25）年文部科学省は、世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略⁵⁾を示し、いじめ問題への対策の一環の中で養護教諭の複数配置基準を見直し、「小学校801～850人、中学校751～800人の2校に1人加配」という、大規模校への加配の充実が促されることになった。2014（平成26）年度の全国養護教諭連絡協議会調査⁶⁾によると、文部科

学省の基準による複数配置状況は、小学校・中学校では基準以上の学校で100%配置されているが、高等学校では64.8%、特別支援学校では81.3%となっている。翻って、義務教育標準法の加配措置や都道府県の独自事業として基準未満でも中学校で6.2%、高等学校で13.5%、特別支援学校で5.3%に配置されている。

この間、社会環境の変化に伴い、子どもの健康にかかわる課題の増加等が指摘され^{7) 8)}、学校保健法の改正がなされ、学校保健安全法では養護教諭を中心とした関係職員等と連携した健康相談、健康観察、保健指導が規定されるなど、養護教諭の役割への期待が増してきている⁹⁾。また、養護教諭の複数配置の必要性については、養護教諭は一人で多岐にわたる執務を、重複や同時進行で実施することで心残りを感じているとの指摘¹⁰⁾があり、また、生徒からみた視点で安心があること¹¹⁾、相談しながら仕事ができる¹²⁾と、利点も挙げられてきている。

また、チームとしての学校のあり方が模索される¹³⁾中で、子どもの問題行動や不登校や保健室登校への対応、合理的配慮を必要とする子どもが普通学級にも見られる状況からも、養護教諭が複数配置となることは学校の支援に関わる組織体制の充実にもつながるとい

える。

一方、養護教諭養成機関における教育内容についての検討は、養成段階から複数配置について考える機会を持つ必要があるとの指摘¹⁴⁾にとどまっている。

そこで本研究は、養護教諭養成機関に在籍する学生に質問紙調査を行い、学生が児童生徒時に在籍していた学校における養護教諭の配置状況や、学生自身がどのように保健室を利用していたか、養護教諭の複数配置についてどのように捉えているのか、そして養護教諭の複数配置勤務においてどのように働きたいと考えているのか把握することを目的とした。そして得られた結果を基礎資料として、複数配置についての知識・理解を促す授業内容や、複数配置に身をおいて勤務する際に役立つような工夫を盛り込んだ授業設計につなげていきたい。

Ⅱ 方法

1 対象および実施時期

教育学部養護教諭養成機関3大学（教育学部養護教諭養成課程2大学、教育学部心理学科の養護教諭の養成課程1大学）の学生を対象とした。1～4年生の在籍数は合計475名である。授業等に参加した計437名を対象に、質問紙調査を行った。実施時期はその年度の授業計画に影響を与えないよう配慮して、各学年の最初の授業等とし、2015年4月7日～13日の実施となった。

2 調査内容

質問紙の調査内容は、対象者である学生の属性、学生が小学校・中学校・高等学校の時の「保健室にいた養護教諭の人数」、「保健室利用状況（来室頻度と来室理由）」、「複数配置が必要な理由」、複数配置の「長所」・「短所」である。具体的な選択項目は後藤^{11) 12)}を参考に作成した。

対象者の属性は、学年・性別・取得を希望する免許や資格を尋ねた。学生がかつて在籍した学校の養護教諭の人数は「1人」「2人以上」「不明」、保健室利用状況の来室頻度は「週2～3回以上」「月数回」「年数回以下」「無回答」、来室理由は「けがや体調不良」「相談」「居場所」「委員会活動」「友人の付き添い」を尋ねた。

複数配置が必要な理由・複数配置の長所と短所は複数回答で尋ねた。

自由記述の調査内容は、「あなたが養護教諭になって、複数配置で仕事をするとしたら、どのような「期待」や「不安」を感じると思いますか。」を、次に「自分自身に必要なこと」、「ペアに求めること」、「大学教育に望むこと」についてである。

3 分析方法

学生の属性（学年・性別・取得を希望する免許や資格）、学生が在籍した学校の養護教諭の人数および保健室来室状況（来室頻度と来室理由）については頻度を集計した。また、複数配置が必要な理由・複数配置の長所と短所について回答数を集計した。

さらに、複数配置の長所と短所については、複数回答の回答数を点数化し、複数配置の長所および短所得点とした。そして、学年における複数配置の長所および短所得点の差をKruskal-Wallis検定、学生が児童生徒時の複数配置の経験の有無における複数配置の長所・短所得点の差をMann-WhitneyのU検定により解析を行った。検定にはSPSS statistics ver.22.0を使用し、有意水準を5%とした。また、自由記述については、質的記述的研究手法¹⁵⁾を用いて内容を意味ある内容ごとに切片化し、コード化・サブカテゴリー化・カテゴリー化、必要によりコアカテゴリー化を行い分析した。文脈を損なわないよう類似の解釈をまとめ、内容は自分に求めることか相手に求めることか等、誰を中心に考えているかを推測して解釈し、研究者3名で確認した。

4 倫理的配慮

倫理的配慮として、所属大学の研究倫理審査委員会の審査基準との照合を行い実施した。各大学・各学年の授業担当者に同意を得た上で、研究の目的等を対象者に文書と口頭で伝え、研究の参加ならびに中断における個人の意思の尊重をすること、調査において個人は特定できず、また研究以外の目的には使わないこと、記入されたデータは成績評価に反映しないことを十分に説明し、理解を得た上で実施した。回収を以って同意が得られたと解釈し、授業参加者全員からの回答を

得た。

Ⅲ 結果

1 対象者の基本特性

3大学の1～4年生の合計在籍数475名のうち、回収数は437名(92.0%)であった。

回答者の3大学の学年別・男女別の合計数は、1年133名、2年111名、3年102名、4年91名の計437名(うち男子5名)であった。大学で取得を希望する免許や資格は、養護教諭免許が98.9%と一番多く、次いで中学校・高等学校教諭の保健であった(表1)。

2 在籍していた学校における養護教諭の配置状況および保健室への来室頻度

1) 対象者が児童生徒時に在籍していた学校における養護教諭の配置状況

対象者が児童生徒として在籍した学校の養護教諭が複数配置であったと回答したのは小学校30名(6.9%)、中学校45名(11.6%)、高等学校187名(48.1%)、中高一貫校27名(56.3%)であった(表2)。

大学に入学してから複数配置を知ったものは77名(17.6%)で、そのうち64名(83.1%)が大学1年生のときに知ったと答えていた。

2) 保健室への来室経験及び来室頻度と来室理由

学生自身が児童生徒のとき、どれくらいの頻度で保健室を訪れていたかを、養護教諭の立場で使う「来室」という言葉で表3に示した。小学校低学年から高等学校まで、年に数回以下の頻度だったものが半数以上であった。来室理由は、けがや体調不良がどの学年でも、また来室頻度別でも多くみられた。来室理由を「相談」や「居場所」としていた場合は、来室頻度が週に2～3回以上と答えたものが多かった(表3)。

表1 分析対象学生の属性(%)

学年	1年生 n=133	2年生 n=111	3年生 n=102	4年生 n=91	計 n=437
男	3 (2.3)	0 (0)	0 (0)	2 (2.2)	5 (1.1)
女	130 (97.7)	111 (100.0)	102 (100.0)	89 (97.8)	432 (98.9)
計	133 (100.0)	111 (100.0)	102 (100.0)	91 (100.0)	437 (100.0)
希望免許・資格	養護教諭 432 (98.9)	中高(保健) 213 (48.7)	小学校 66 (15.1)	認定心理士 77 (17.6)	その他 18 (4.1)

表2 学生が在籍した学校における養護教諭の配置状況

	n	1人	2人以上	不明
小学校	436	405 (92.9)	30 (6.9)	1 (0.2)
中学校	389	343 (88.2)	45 (11.6)	1 (0.3)
高等学校	389	201 (51.7)	187 (48.1)	1 (0.3)
中高一貫校	48	17 (35.4)	27 (56.3)	4 (8.3)

表3 保健室利用状況における来室頻度と来室理由

	来室頻度 n=437	来室理由(複数回答)(%)					
		けがや体調不良	相談	居場所	委員会活動	友人の付き添い	
小学校 低学年 (1-3年生)	週2～3回以上	50 (11.4)	31 (62.0)	3 (6.0)	18 (36.0)	3 (6.0)	11 (22.0)
	月数回	124 (28.4)	114 (91.9)	7 (5.6)	9 (7.3)	7 (5.6)	38 (30.6)
	年数回以下	251 (57.4)	226 (90.0)	6 (2.4)	2 (0.8)	6 (2.4)	56 (22.3)
	無回答	12 (2.8)	-	-	-	-	-
小学校 高学年 (4-6年生)	週2～3回以上	51 (11.7)	31 (60.8)	6 (11.8)	13 (25.5)	13 (25.5)	19 (37.3)
	月数回	137 (31.4)	115 (83.9)	16 (11.7)	22 (16.1)	35 (25.5)	43 (31.4)
	年数回以下	237 (54.2)	208 (87.8)	7 (3.0)	1 (0.4)	15 (6.3)	56 (23.6)
	無回答	12 (2.7)	-	-	-	-	-
中学校	週2～3回以上	68 (15.6)	23 (33.8)	25 (36.8)	22 (32.4)	9 (13.2)	20 (29.4)
	月数回	113 (25.9)	86 (76.1)	31 (27.4)	15 (13.3)	26 (23.0)	44 (38.9)
	年数回以下	246 (56.3)	208 (84.6)	14 (5.7)	2 (0.8)	8 (3.3)	68 (27.6)
	無回答	10 (2.2)	-	-	-	-	-
高等学校	週2～3回以上	54 (12.4)	24 (44.4)	26 (48.1)	14 (25.9)	12 (22.2)	11 (20.4)
	月数回	131 (30.0)	99 (75.6)	63 (48.1)	11 (8.4)	13 (9.9)	25 (19.1)
	年数回以下	249 (57.0)	193 (77.5)	33 (13.3)	5 (2.0)	15 (6.0)	61 (24.5)
	無回答	3 (0.6)	-	-	-	-	-

3 学生が考える複数配置の必要な理由

複数配置が実施されている理由としては、「①保健室に来る児童生徒の増加」が、次いで「③心の悩みを抱えた児童生徒の増加」、「⑤来室する児童生徒に丁寧に接するゆとりを作る」が多くみられた（図1）。

4 学生が考える複数配置の長所および短所

複数配置が行なわれる長所として、「①いつも保健室にどちらかがいるので安心する」が一番多く、次いで「⑤先生とゆっくり話ができる」、「⑧2人の先生が協力し合うので心強い」を選んでいった（図2）。

複数配置の短所として一番多くあげられたのは「④対応が違くと子どもが混乱する」であった。養護教諭同士の課題としての「③仕事の分担が難しい」や「①人間関係が難しい」を上回っていた（図3）。

複数配置の長所および短所得点が学年により差があるかを見たところ、1・2年より3・4年のほうが短所得点が増え、有意な差が見られた（表4）。

学生が児童生徒のときの複数配置の経験の有無別に、複数配置の長所および短所得点を見たところ、複数配置の経験をした学生のほうが短所得点は有意に低かった。長所得点では差はみられなかった（表5）。

5 複数配置で仕事をする上での期待と不安

自由記述についての結果を示すため、文中でコードを“ ”, サブカテゴリー〈 〉, カテゴリー《 》, コアカテゴリー【 】で表す。

「複数配置で仕事をする上での期待」（以下「期待」と表す）及び「複数配置で仕事をする上での不安」（以下「不安」と表す）についての自由記述は、「期待」

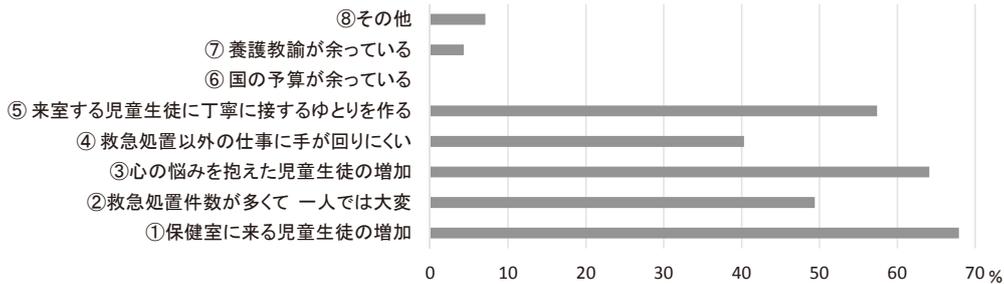


図1 複数配置の実施理由に対する考え（複数回答）

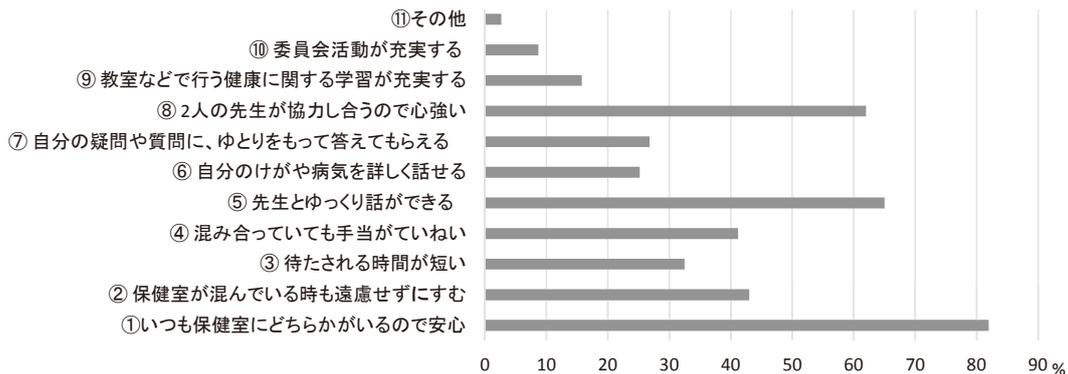


図2 学生からみた複数配置の長所（複数回答）

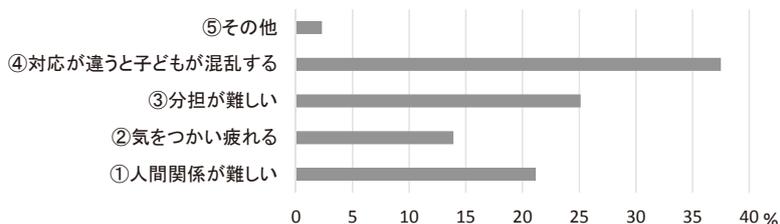


図3 学生からみた複数配置の短所（複数回答）

表4 学生の学年別にみた複数配置の長所および短所得点(点) (中央値(最小値、最大値))

	1年	2年	3年	4年	p
複数配置の長所得点	4(1,9)	4(1,11)	4(1,10)	4(1,10)	.469
複数配置の短所得点	1(0,4)	1(0,4)	2(0,4)	2(1,5)	.004

Kruskal-Wallis検定

では《仕事全体に関わる》《特定の仕事場面》《子どもへの対応》《自分の気持ち》《相手に関する期待》《互いに関する期待》《男性養護教諭の配置》の категорияに、「不安」は《仕事全体に関わる》《特定の仕事場面》《子どもへの対応》《自分の気持ち》《相手に関する不安》《互いに関する不安》となった。そして「期待」「不安」に共通する、【仕事】【子ども】【自分】【相手】【互い】のコアカテゴリーに分類できた(表6, 表7)。

「期待」についてカテゴリー別にみると、《仕事全体

表5 学生が児童生徒時の複数配置の経験の有無別にみた複数配置の長所・短所得点(点) (中央値(最小値、最大値))

	経験なし	経験あり	p
複数配置の長所得点	4(1,10)	4(1,11)	.304
複数配置の短所得点	2(0,5)	1(0,4)	.001

Mann-WhitneyのU検定

に関わる内容》では〈分担できる〉の記述が一番多く、次に〈よりよい保健室経営・運営〉であった。

《特定の仕事場面》では、〈安定した応急処置〉〈授業に行きやすくなる〉〈事務作業の軽減〉〈情報交換〉〈健康診断の負担減〉がみられた。代表的なコードは、〈緊急時応急処置〉では“緊急時・応急処置時に協力し合えるので心強い”“緊急を要する判断のとき、二人いるので安心する”等であった。

表6 複数配置で仕事をするうえでの「期待」

コアカテゴリー コード数(%)	カテゴリー コード数(%)	サブカテゴリー	代表的なコード	コード数
仕事 174 (26.5)	仕事全体 に関わる 137(20.9)	分担できる	仕事を分担できる。仕事の分担。	64
		よりよい保健室経営・運営	養護教諭の力を合わせて充実した保健室経営ができる	26
		協力できる	協力しながら仕事を進められる	21
		負担減	業務負担が減りまわりに目が向けられる	19
		相談できる	丁寧な仕事にするため相談できる	7
	特定の 仕事場面 37(5.6)	安定した応急処置	緊急時・応急処置時に協力し合えるので心強い	15
		授業に行きやすくなる	授業に行きやすくなる	7
		事務作業の軽減	事務作業の負担軽減	6
		情報交換	情報の共有ができ情報量が増える	4
		健康診断の負担減	健康診断の準備・実施がスムーズに	3
子ども 155 (23.6)	子どもへ の対応 155(23.6)	その他	校内での発言力が大きくなる	2
		丁寧な対応	一人ひとりに丁寧な対応ができる	40
		子ども対応時間を増やせる	子どもと接する時間を増やせる	29
		保健室を空ける心配がない	保健室を空けないので生徒は安心	21
		ゆとりを持って関われる	ゆとりを持って子どもと接することができる	20
		待たせず素早い対応	待たせることがない	13
		多数の来室者に対応	来室が多くても丁寧に対応できる	9
		一人ひとりに向き合える	一人一人の子どもとゆとり向き合える	9
		養護教諭を選べる	子どもが話しやすいほうを選べる	4
		保健室に来やすくなる	行きやすくなる	3
自分 67(10.2)	自分の 気持ち 67(10.2)	その他	居場所つくりができる	7
		心強い	一人では不安が大きいので助け合えるのが心強い	34
		学ぶことができる	たくさんのことを学ぶことができる	17
相手 94(14.3)	相手に関 する期待 94(14.3)	安心感を持って	安心する	16
		教えてもらえる	仕事を教えてもらえる	18
		学ぶことができる	知識や技術を学べる	17
		相談できる	困ったとき相手に相談できる	14
		知る、気づける	自分で気づかないことに気づける	11
		聞ける	不安なとき聞くことができる	10
		補ってもらえる	苦手部分を補ってもらえる	6
		指導してもらえる	経験ある方から指導してもらえる	5
		アドバイスをもらえる	アドバイスをもらえる	5
		自分にはない知識と経験を得られる	自分にはない知識と経験を得られる	4
互い 167 (25.4)	互いに関 わる期待 167(25.4)	頼れる	頼れる	3
		協力してもらえる	協力してもらえる	1
		相談できる	相談しながらよりよい対応を目指す	43
		協力できる	協力しながら子どもの健康を支える	33
		互いの助け合い、高めあい	助け合い、補い合いながら働ける	16
		心強い、余裕	心強いので自信を持って仕事ができる	9
		判断できる	冷静な正しい判断ができる	9
		出張時の補い	出張時空けなくて済む	7
		安心できる	安心できる	6
		一人ではできないことの実現	一人ではできないことも実現できる	6
制度 2(0.0)	男性養護教 諭の配置2 (0.0)	意見交換できる	意見が聞ける。対応のパリエーションが増える	5
		情報共有より深い理解	情報を共有することでより深い理解を得られる	5
		アイデアが豊かになる	アイデアが豊かになる	4
		確認できる	確認しあってミスを少なくできる	4
		二人のよさ	二人なら何とかなる	4
		学びあえる	学びあう関係	4
		知識が増える	知識を補い合える	3
		その他	色々な人間関係が築ける	7
		男性の配置が進む	男性の配置がスムーズになる	2

表7 複数配置で仕事をするうえでの「不安」

コアカテゴリー コード数(%)	カテゴリー コード数(%)	サブカテゴリー	代表的なコード	コード数
仕事 103(18.3)	仕事全体 に関わる 85(15.1) 特定の仕 事場面 18(3.2)	分担	仕事の分担をどうするべきか	54
		責任、負担、仕事量等の差	責任の差	26
		教育活動保健室運営の考えの違い	保健室像が違うので、そこが難しそう	5
		情報共有	情報共有がうまくできるか	9
		連携	連携がうまく取れるかどうか	5
		救急処置の違い	救急処置の方法の違い等でもめたりしないか	4
子ども 108(19.2)	子どもへ の対応 108(19.2)	<子どもへの>対応の違い、不一致	対応に差が出てきてしまうこと	34
		<子どもが>混乱する	考え方が違うことで、子どもが混乱してしまう	34
		<子どもに>比べられ自信がなくなる	子どもがもう一人の先生だけを頼りにしてしまうなど不安	19
		子どもの好みで人気に差が出る	生徒の人氣が偏ると気まずい	9
		<子どもが>相談がしづらくなる	子どもがどちらに相談を求めているのか分かりにくい	8
		情報共有を養護教諭間で的確に行えるか	生徒の情報交換が出来ていない時、困惑する場面がある	3
自分 43(7.6)	自分の気 持ち 43(7.6)	判断の違いで対応の遅れが出る	緊急の時に二人の判断が違うと対応が遅れてしまう	1
		気を使う	気をつかって疲れるのではないか	13
		成長できない	(その後)一人でやっていけるかどうか	6
		相手と合うか	自分と合わない人だと苦痛になる	5
		頼りすぎる	頼って1人前にならない	5
		責任感の低下	責任意識の希薄	3
		自信がなくなる	もう一人の養護教諭と自分を比べ、自信がなくなりそう	3
		迷惑をかける	迷惑をかけないよう気を遣いそう	3
		足手まといになる	自分がなにもできなくて足でまといになるかも	2
		自ら学ぼうとしなくなる	自分から学ぶことをしなくなりそう	2
		自分なりの保健室にできない	自分なりの保健室にできない	1
相手 78(13.9)	相手に関 する不安 78(13.9)	気を使う	気を遣わなくてはならない	64
		うまくやっていけるか	うまくやっていけるか不安	6
		年齢差のギャップ	大ベテランの先生と当たると気を遣ってしまう	6
		価値観の違い	価値観が合わなかった時	2
互い 231(41.0)	互いに関 わる不安 231(41.0)	人間関係	うまく人間関係を築けるかということ	124
		うまくやっていけるか	お互いうまくやっていけるか	30
		考え方が違う	ペアと教育感がかみ合うか不安	23
		意見の違い	意見が合わないのではないか	21
		方針の違い	お互いの指導方針が合わない場合のすれ違い	18
		その他	言いたいことが言えない	15

《子どもへの対応》は、〈丁寧な対応〉〈子ども対応時間を増やせる〉など、養護教諭が主体となって子どもにどうかかわるか、また、〈養護教諭を選べる〉〈保健室に行きやすくなる〉と、子どもを主体と考えているものがみられた。

《相手に関する期待》は、〈教えてもらえる〉〈学ぶことができる〉〈相談できる〉〈知る、気づける〉等、相手がいてこそやってもらえる内容であった。なお、ここでの〈相談できる〉は相手にこちらから相談を持ちかける意味とし、《互いに関わる期待》では、次の段落で示すようにそれぞれのカテゴリーに区分した。

《互いに関わる期待》では、《相手に対する期待》よりも〈協力できる〉〈互いの助け合い、高めあい〉〈心強い、余裕〉〈判断できる〉〈出張時の補い〉〈安心できる〉〈一人ではできないことの実現〉等のサブカテゴリーが増え、〈相談できる〉では“相談しながらよりよい対応を目指せる”という互いに対等な立場での関わりが示された。

「不安」をみると、【互い】のコード数が最も多く、その中でも〈人間関係〉が多くみられた。代表的なコードとして“うまく人間関係が築けるかということ”を示したが、単に“人間関係”だけのコードも多く見られた。

【仕事】の《仕事全体に関わる内容》では〈分担〉が一番多く、次いで〈責任、負担、仕事量等の差〉が続いた。

【子ども】の《子どもへの対応》は〈<子どもへの>対応の違い、不一致〉と〈<子どもが>混乱する〉のように、「期待」と同様に主体を養護教諭とする記述と子ども主体の記述に分類でき、子どもを主体と考えたものが多くみられた。

6 自分及び相手に必要と思うこと

「養護教諭になって複数配置で仕事をするとしたら、自分自身に必要なと思うこと」及び「養護教諭になって複数配置で仕事をするとしたら、ペアの養護教諭に望むこと」では、共に、《意見交換し、情報を共有して、連携する》、《仕事を分担し、専門的能力を持って協力し合う》、《互いを尊重し、理解し合う人間関係を築く》、《複数だからこそ、助け合い、支え合って、お互いに成長できる》のカテゴリーを抽出し、そこから【複数で仕事をするにあたっての姿勢】、【自らの仕事に対する姿勢】、【複数だからこそその希望】のコアカテゴリーを抽出した(表8, 表9)。《複数だからこそ、助け合い、支え合って、お互いに成長できる》は、お互いの

表8 複数配置で仕事をするとしたら、自分自身に必要なと思うこと

コアカテゴリー コード数(%)	カテゴリー コード数(%)	サブカテゴリー	代表的なコード	コード数
複数で仕事をするにあたっての姿勢 302(73.3)	意見交換し、情報を共有して、連携する 155(37.6)	相手の意見を聞き、自分の意見を伝え話し合うことができるコミュニケーション力を持つ	相手の意見をよく聞き、自分の意見を伝える	51
		相手を尊重し、信頼関係を作り、補い合う	コミュニケーション力を持つ	39
		相手の考えを受け入れる協調性を持ち、助け、支え合うことができる	相手の先生と協力すること、信頼すること	31
		相手を受け入れ、協力して支え合う	協調性	21
		一人で抱え込まず、連携する	相手の考えを受け入れ、助け合う	13
			相手を受け入れ、認め合う	
	仕事を分担し、専門的能力を持って、協力し合う 147(35.7)	専門的知識・技術を身につける	専門的知識を身につける	31
		自分の仕事を責任を持って行う	自分の仕事をしっかりとこなして助け合う	30
		仕事の役割分担をする	ペアの先生と役割分担をきちんと決める	26
		相手に頼りすぎず、自分の意見を持ち主張できる	自分の意見をしっかりと持つ	24
		的確な判断力を持ち、状況に合わせて冷静に対応する	背負いすぎない、任せすぎない、自分の考えを伝える	19
		相手の先生からも吸収して、学ぶ姿勢を持ち、常にレベルアップする	お互いの知識を合わせて、的確な判断をする	17
			自分の仕事をしっかりとこなす、助け合う	
自らの仕事に対する姿勢 76(18.4)	互いを尊重し、理解し合う人間関係を築く 76(18.4)	相手を気遣い、思いやりを持って良好な人間関係を構築する	良好な関係づくり	48
		報告、連絡、相談を行い、情報交換と情報共有する	相手も尊重しつつ、自分の意見も伝える力	28
			情報共有をして、いい雰囲気づくりをする	
複数だからこそその希望 34(8.3)	複数だからこそ、助け合い、支え合って、お互いに成長できる 34(8.3)	子どもを第一に考え、より良い保健室環境作りを行う	信頼、報告、連絡、相談	21
		お互いの長所を生かし、2人だからこそより適確な対応ができる	子どもにとって何が一番か考えられる	13
			お互いの意見を合わせて、より良い保健室を作り上げる	

表9 複数配置校で仕事をするとしたら、ペアの養護教諭に望むこと

コアカテゴリー コード数(%)	カテゴリー コード数(%)	サブカテゴリー	代表的なコード	コード数	
複数で仕事をするにあたっての姿勢 205(53.0%)	意見交換し、情報を共有して、連携する 115(29.7)	自分の意見を持ち、相手の意見を聞き、自分の意見も伝え、お互いにコミュニケーションを図る(47)	考えを共有する	47	
		報告、連絡、相談、話し合いをして連携する(29)	自分の意見を持つ		
		お互いに情報提供し、情報交換し、情報を共有する(28)	意見を言い合うことができる	29	
		一人で抱え込んだり、自分勝手な判断や行動をしない(11)	報告、連絡、相談をする		
		協力し合う気持ちを持って、仕事をする(33)	連携する		
	仕事を分担し、専門的能力を持って、協力し合う 90(23.3)	仕事を分担し、専門的能力を持って、協力し合う 90(23.3)	経験、知識、技術を備え、仕事を責任を持って行ない、適確な判断ができる(30)	何でも話せる関係をもてる	28
			仕事と役割を分担し、担当する仕事を積極的に(27)	情報を共有する	
			安定した大きな心を持ち、誠意を持って関係を築く(38)	情報を交換する	11
			協調性を持ち、お互いの理解を深める(29)	情報を提供する	
			対等な関係で、お互いに尊重し、信頼関係を築く(26)	自分勝手に判断したり、行動しない	
自らの仕事に対する姿勢 93(24.0%)	互いを尊重し、理解し合う人間関係を築く 93(24.0)	優しさと思いやりを持って、助け合い、支え合う関係を築く(30)	一人で抱え込まないで相談する	33	
		二人でより良い保健室づくりを目指す(15)	積極的に話し合う		
		二人で仕事する意義を共有し、お互いに高め合い、成長できる(14)	積極的に動いて、2人で多くの仕事をする		
複数だからこそその希望 89(23.0%)	複数だからこそ、助け合い、支え合って、お互いに成長できる 89(23.0)	子どもを第一に考え、より良い保健室環境作りを行う	豊かな経験と専門的知識・技術を持つこと	30	
		お互いの長所を生かし、2人だからこそより適確な対応ができる	仕事をしっかりとこなす		
		二人でより良い保健室づくりを目指す(15)	役割分担をして、協力し合う	27	
		二人で仕事する意義を共有し、お互いに高め合い、成長できる(14)	思いやり、協力しながら進んで仕事をする		
		子どもを第一に考え、より良い保健室環境作りを行う	思いやり、協力しながら進んで仕事をする		
複数だからこそその希望 89(23.0%)	複数だからこそ、助け合い、支え合って、お互いに成長できる 89(23.0)	子どもを第一に考え、より良い保健室環境作りを行う	相性が良く、接しやすい雰囲気を持つ	38	
		お互いの長所を生かし、2人だからこそより適確な対応ができる	安定して広い心を持ち、人格が崇高である		
		二人でより良い保健室づくりを目指す(15)	協調性を持つ	29	
		二人で仕事する意義を共有し、お互いに高め合い、成長できる(14)	歩み寄って、お互いの仕事を理解する		
		子どもを第一に考え、より良い保健室環境作りを行う	互いに尊重する		

関係を築いた一歩先に互いの成長を描いているものと解釈でき、また、〈子どものことを第一に考え、より良い保健室環境作りを行う〉ことから【複数だからこそその希望】とした。

7 複数配置について大学で求める学び

養護教諭になって複数配置で仕事をするとしたら、大学で求める学びについては、【複数配置で仕事を進

める上で必要となる基本的知識】、【複数配置の養護教諭の講話やロールプレイングなど授業の工夫と実習体験により実践力をつける】、【専門的知識・技術の修得と資質の向上】、【コミュニケーションや協調性などの人間関係と連携】、【複数だからこそできる仕事】【男性養護教諭について】のカテゴリーが抽出された(表10)。

表10 複数配置校で仕事をするとした場合大学で求める学び

コアカテゴリー コード数 (%)	カテゴリー コード数 (%)	代表的なコード	コード数
複数配置で仕事を進める上で必要となる基本的知識 108(30.0)	仕事の分担と役割の分担 41(11.4)	仕事の分担 役割の分担	41
	複数配置の基本的知識 32(8.9)	複数配置の実際 複数配置の仕事、一日の流れ 一人配置と複数配置の違い	32
	複数配置のメリット・デメリット 22(6.1)	複数配置の仕事、メリット・デメリット 複数配置の留意点	22
	複数の保健室経営のあり方 13(3.6)	2人で保健室経営を行う方法 複数配置の保健室	13
複数配置の養護教諭の講話やロールプレイングなど授業の工夫と実習体験により実践力をつける 81(22.5)	養護教諭の複数配置経験者の話 31(8.6)	複数配置の現職養護教諭のお話 具体的な事例など実態を知る	31
	ロールプレイ、場面指導、グループワークなどの授業の工夫や複数配置校でのボランティアや実習体験 27(7.5)	複数配置の実習体験 ロールプレイ、実技の充実 場面指導や事例検討 ボランティアの経験	27
	実践的な内容を学んで実践力を身につける 23(6.4)	専門的知識、実践的な学び ペアの実践学習、複数配置の実際の働き	23
	専門的な知識・技術 71(19.7)	専門的な知識を身につける	71
専門的知識・技術の修得と資質の向上 80(22.2)	より高度な専門職教育による資質の向上 9(2.5)	より高度な専門職教育 資質の向上を図る	9
	対人関係や人間関係 28(7.8)	人間関係 配慮事項	28
コミュニケーションや協調性などの人間関係と連携 78(21.7)	話し合ったり、人の意見を聞く コミュニケーション力 22(6.1)	コミュニケーション能力 話し合ったり、人の意見を聞く力	22
	協調性や協力する方法 17(4.7)	協力の仕方 協調性	17
	連携の取り方 11(3.1)	連携 連携の取り方、対応能力	11
	複数だからこその仕事 12(3.3)	複数だからこその充実した仕事 複数であることの自覚や責任	12
男性養護教諭について	男性養護教諭について 1(0.3)	男性養護教諭について	1

Ⅳ 考察

1 複数配置に対する認識

学生が考える複数配置が必要な理由は、保健室に来る児童生徒の増加を一番多く挙げていた。先行研究である後藤¹¹⁾の対象者は保健室に来た高校生であるので単純に比較はできないが、後藤の報告では選択率が53.6%であるのに対し本報は68.0%であった。また、「心の悩みを抱えた児童生徒の増加」を挙げたものは23.1%に対し64.1%であった。保健室に来る児童生徒は増加していて、心の悩みを抱えた児童生徒も増加していると考えられる学生が多いことがわかる。

大学に入学してから複数配置を知った学生が17.6%存在することから、進路を考える上で適切な認識を持てるよう周知していく工夫が必要といえる。また、中高一貫校では複数配置が実施されているが、そこに在籍しながら養護教諭は一人だったと答えるものが4割近く存在していたことから、中高一貫校での養護教諭は中学校担当と高等学校担当で分かれて仕事をしていることが推察された。

2 学生自身が児童生徒だったときの複数配置の経験

複数配置の長所として「いつも保健室にどちらかがいるので安心」や「先生とゆっくり話ができる」、「二人の先生が協力し合うので心強い」を挙げていたことは、学生が将来養護教諭として働くとき、保健室を不在にしないことや、生徒とゆっくりと話をしたいこと、養護教諭同士が協力し合う心強さを想定していることがわかった。

複数配置に対する短所で「対応が違くと子どもが混乱する」が一番多かったことは、養護教諭同士の気遣いよりも児童生徒の対応への心使いを優先し、養護教諭同士の対応が違わないことを目指していることがわかった。

3 学生が考える複数配置の長所および短所

複数配置の長所および短所の得点では、1年・2年より3年・4年のほうが短所の得点が増え、有意な差がみられたことから、学年が上がるほど短所を意識することが示唆された。

そして、学生が児童生徒のときの複数配置の経験の有無別に、複数配置の長所および短所得点をみると、

複数配置の経験をした学生のほうが短所の得点が有意に低かったことから、児童生徒の時に複数配置の経験がない学生のほうが、複数配置には何かしら短所があるだろうと考えていると解釈できた。自分がまだ知らないことに適切なイメージをもてないといえ、養成教育の中での複数配置について学ぶ必要性に結びつく。

4 複数配置への期待と不安

複数配置への「期待」と「不安」の比較の中で、「期待」の《自分の気持ち》では、サブカテゴリーは3つに対し、「不安」の《自分の気持ち》は10であった。「不安」では〈自ら学ぼうとしなくなる〉という自分の学びの意欲低下に関わるコードや、〈頼りすぎる〉という自分が相手に甘える形、〈責任感の低下〉〈迷惑をかける〉というような、自分の行動に責めを負うことができない自信のなさがみられた。今後の自分の成長に関わる心配、自分の仕事の能力に関して自信が持てないことがうかがえた。

「期待」の《相手に関する期待》では、“相手に〇〇してもらえる”というような手助けしてもらえる可能性についてのコードが、「不安」の《相手に関する不安》では“相手と合うか”という相性に関わるコードがみられた。

「不安」では、〈子どもへの対応の違い、不一致〉と子どもに直接的にかかわる上での不安と、〈子どもに比べられ自信がなくなる〉という間接的なかわりに対する不安が示されていた。自分が子どもに対応したときに子どもがどう反応するかよくわからない未知への不安と、相手の養護教諭と比較されることへの不安といえる。

〈相談できる〉は、「期待」において2つのカテゴリーにみられた。《互いに関わる期待》では、《相手に対する期待》よりもコード数が増え、“相談しながらよりよい対応を目指せる”のように、相手がいるおかげで自分自身を意識しながら対等な立場に関わっていきける期待が示された。中森¹⁶⁾が「対等とお互いが認め合うことが理想」としていることと同様、互いに仕事への姿勢を斟酌しながら認め合っていくことを求めている。

「不安」にはなく、「期待」だけにみられたのは【制

度】に関するもので、《男性養護教諭の配置》についてであった。

5 複数配置への希望

「複数で仕事をするとしたらペアの養護教諭に望むこと」には、複数だからこそ共に成長していけるという希望がみられた。自分に必要と思うこと、および相手の養護教諭に望むことでは、どちらも《意見交換し、情報を共有して、連携する》《仕事を分担し、専門的能力を持って、協力し合う》という、【複数で仕事をするにあたっての姿勢】に重点を置いていることが読み取れる。加えて【自らの仕事に対する姿勢】を律することで、義務を一人で背負い込むのではなく、岡野の言う¹⁷⁾責任を分有しつつ依存しつつ独立し自由な個の在り方が創造できる生き方に通じていた。また、お互いの関係を築いた一歩先に、《複数だからこそ、助け合い、支え合って、お互いに成長できる》という、【複数だからこそその希望】として、相手に求めるだけでなく、自分自身にもお互いの関係の中で成長していくことを考えていた。自己意識や自己イメージは、社会の中で、他者とのかかわりを通して形成され、社会や他者とのかかわりの中で絶えず変化していく¹⁸⁾ことから、自己と相手の人としてのかかわりを求め、複数だからこそ共に成長していけるという希望がここに現れていると解釈した。互いの成長に期待を持つことは、取り巻く環境の変化に伴って様々な問題を抱える子どもを前にして、持っている知識・技術を子どものニーズにどう工夫して合わせるかを探究していくことにつながる。互いの研究心を併せてより探求が深まることが期待できる。

6 複数配置に関わる大学に求める学び

複数配置に関わる大学に求める学びとしては、【複数配置で仕事を進める上で必要となる基本的知識】、【複数配置の養護教諭の講話やロールプレイングなど授業の工夫と実習体験により実践力をつける】がみられ、他に人間関係の構築として【コミュニケーションや協調性などの人間関係と連携】、知識に関連しては【専門的知識・技術の修得と資質の向上】、【男性養護教諭について】が挙げられていた。このことから、単

数・複数の配置形態にかかわらず、養護教諭として必要な学びを基礎とし、加えて【複数だからこそできる仕事】を学びたいと考えていることがわかった。

斉藤ら¹⁹⁾により、養護教諭養成大学において養護教諭の複数配置を中心にすえた授業はあまり見られないことが報告されている。しかし、複数配置について学ぶことは、保健室を中心とした養護教諭の職務の連携・分担・統一した対応など、実務をより円滑に運ぶ方法の気づきを促すことができると考えられ、学年が進んだ段階で職務を総合して養護教諭が複数で対応することを思考できるような授業を設定する意義があると考えられる。授業を通して複数配置を未知から既知のものとするすることで、より豊かな養護実践につながると期待できる。

なお、学生が過ごした学校の設置者が公立か私立については尋ねていないため今後の課題としたい。

V まとめ

養護教諭複数配置についての授業の基礎資料を集めるために、養護教諭養成を行っている教育学部2大学・教育学部心理学科の養護教諭の養成課程1大学の計3大学の学生437名を対象に質問紙調査を行い次のことが把握できた。

- 1 養護教諭養成機関に在籍する学生は、養護教諭の複数配置について学年が上がるほど、養護教諭の複数配置には短所があるだろうと考える得点が高くなった。しかし、自分が児童生徒のときの複数配置の経験の有無別に見ると、経験があった学生のほうが短所の得点が有意に低かった。このことから複数配置の経験がない学生は複数配置について適切なイメージをもっていないといえ、養成教育の中での複数配置について学ぶ必要性に結びつく。
- 2 養護教諭養成機関に在籍する学生は、複数配置が必要な理由として、保健室に来る児童生徒の増加、心の悩みを抱えた児童生徒の増加を挙げ、複数の養護教諭が生徒に一貫性のある対応をしなければならないと考えていた。
- 3 養護教諭養成機関に在籍する学生は、複数配置の相手がいるおかげで自分自身を意識しながら対等な立場で関わっていけるという「期待」を持っている

ことが示された。一方、相手を頼ることで自分の成長に関わる心配、自分の仕事の能力に関して自信が持てない「不安」が示された。

- 4 養護教諭養成機関に在籍する学生が複数配置で仕事をするとした場合、ペアの養護教諭に望むことは相手と仕事をするにあたっての姿勢に関するものみならず、自らの仕事に関することも挙げられた。複数だからこそ共に成長していけるという考えがあることも示された。
- 5 養護教諭養成機関に在籍する学生は授業設計に対して、複数配置で仕事を進める上で必要となる基本的知識の教授にとどまらず、「複数配置で働いている養護教諭の講話やロールプレイングなど、授業の工夫と実習体験により実践力をつける」ことや、「複数だからこそできる仕事」の学びを求め、同時に「コミュニケーションや協調性などの人間関係と連携」という複数配置で勤務することを想定した、現実的で実践的な設計を求めていることが示された。

文献

- 1) 山口真知子, 本田尚子: 養護教諭の複数配置制に関する研究—学校保健活動および養護教諭の執務の実態—, 学校保健その研究課題と方法第2集, 東山書房, 1975
- 2) 文部科学省: 平成14年度文部科学白書, 2002
- 3) 教職員配置のあり方等に関する調査研究協力者会議: 今後の学級編成及び教職員配置について (報告), 2000
- 4) 遠藤伸子: 養護教諭複数配置の実態と適正規模, 保健の科学, 40 (7), 591-596, 1998
- 5) 中央教育審議会: 平成26年度概算要求説明資料, 平成25年8月30日, 2013
- 6) 全国養護教諭連絡協議会: 平成26年度養護教諭の職務に関する調査報告書, 2014, http://yougo.jp/pdf3/survey_report26.pdf (アクセス2019年5月1日)
- 7) 中央教育審議会: 生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について (答申), 1997
- 8) 文部科学省: 子どもの心身の健康を守り, 安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について (答申), 2008
- 9) 財団法人日本学校保健会: 学校保健の課題とその対応—

養護教諭の職務等に関する調査結果から一, 2012

- 10) 竹田由美子, 石原昌江, 下村淳子他: 時代のニーズに応じた養護教諭の適正配置 (1) —先行文献から—, 日本養護教諭教育学会誌, 4 (1), 38-49, 2001
- 11) 後藤ひとみ: 生徒から見た複数配置, 学校保健のひろば, 6, 34-37, 1997
- 12) 後藤ひとみ, 小川佳子, 内山奈美子: 複数配置校における養護教諭の活動実態— 一日の活動及び保健室来室者への対応からとらえた利点—, 愛知教育大学研究報告, 教育科学, 54, 47-55, 2005
- 13) 中央教育審議会: チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について (答申), 2015
- 14) 飯嶋美里, 齊藤ふくみ: 養護教諭の複数配置—現職養護教諭が考える理想的な複数配置の検討—, 茨城大学教育学部紀要増刊号, 319-343, 2014
- 15) グレグ美鈴, 麻原きよみ, 横山美江: よくわかる質的研究の進め方・まとめ方 第2版 看護研究のエキスパートをめざして, 64-84, 2016
- 16) 中森あゆみ: 養護教諭複数配置の利点と問題点—経験者の語りから—, 日本養護教諭教育学会, 19 (1), 35-41, 2015
- 17) 岡野八代: フェミニズムの政治学 ケアの倫理をグローバル社会へ, みすず書房, 2012
- 18) 井上俊他: 自己と他者の社会学, 有斐閣アルマ, 2005
- 19) 齊藤ふくみ, 鈴木薫, 山崎隆恵: 「養護概説」と「健康相談活動の理論及び方法」のシラバス調査— 関連科目における養護教諭の複数配置に関する教育実態—, 茨城大学実践研究36, 247-254, 2017

(2018年3月30日受付, 2020年1月16日受理)

学術集会報告

第27回学術集会の中止とミニ学術集会開催の顛末

学会長 鈴木 裕子（国士舘大学文学部教育学科）

第27回学術集会は、2019年10月12日・13日に神奈川県横浜市において開催の予定でした。しかし台風19号の接近により全日程中止となりました。本稿では、今後の参考に資するため、その企画から事後処理までの一連の顛末を記すことにします。これは無念の解散となった実行委員会の活動の記録でもあります。

I 学術集会の直前まで

1 会場の選定

神奈川県での開催は3回目です。最初は、本学会の前身「全国養護教諭教育研究会」が記念すべき第1回研究大会を行った1993年。機関紙「ハーモニー」の名称はこの総会の席で多数決により決定しました。当時はまだ会員数も少なく、会の最後は和やかに参加者全員の合唱でしめくくったことが懐かしく思い出されます。2回目は2001年に竹田由美子実行委員長のもと葉山の湘南国際村センターにて、初めて1泊2日の日程で行われました。養護教諭の英訳名を“Yogo Teacher”とすることが承認された意義深い会でした。それから18年。学会は大きく発展するとともに、養護教諭を取り巻く状況も変化してきました。

第27回学術集会の学会長をお引き受けすることになったとき、ぜひ再びこの神奈川で開催したいと考えました。そこで2018年7月のある日、今富久美子理事に実行委員長をお願いし、親交のある神奈川県内の会員に声をかけ、実行委員会を立ち上げました。

最初の難問は会場探しでした。第一候補の某コンベンション施設の見積書をみて唖然としました。一ケタ見間違えたかとゼロの数を数えなおすほどの高額でした。次の候補は歴史的建造物でもある某会館。こちらは改修工事予定のため予約できませんでした。公共施設、大学・教育関係施設、横浜観光コンベンション・ビューロー紹介の施設など、たくさんの候補会場に足を運びましたが、いずれもある程度以上の出費を覚悟

する必要がありました。悩みぬいた末、1日目は「はまぎんホールヴィアマーレ」、2日目は「TKPガーデンシティ PREMIUM 横浜ランドマークタワー」と2つの会場を使うことに決めました。参加者の皆様に会場からの眺望を楽しんでいただきたいと思いをはせました。

2 実行委員全員で練り上げた企画

第1回実行委員会ではグループワークを行い、学術集会のテーマについて話し合いました。現場の最前線で感じている学校教育の現状、日ごろの問題意識が次々と飛び出し、盛り上がりました。メンバーそれぞれが高い意識をもち日々の仕事に前向きに取り組んでいる姿が想像され、とても頼もしく感じました。

それらの意見を取りまとめ、理事会でのブラッシュアップを経て、最終的にメインテーマは「みらいにつながる養護教諭のアイデンティティ—新時代の学校教育に生きる実践理論の創造—」と決定しました。開港160年を迎える港町からウォーターフロントの近未来都市へと変化を続けるみなとみらい地区のイメージとも絡め、養護教諭のこれまでの歩みをふまえつつ、未来につないでいくべきものを考える学術集会にしたいとの願いをこめたテーマでした。

メインテーマに沿って企画を練り、「養護教諭はどこに向かおうとしているのか」と題した学会長講演に続いて「Society 5.0」と呼ばれる未来社会への理解を深める特別講演、そしてシンポジウムへと一貫した流れを意識しました。ロボットの接客が現実になった昨今、AI等の最新の科学技術の動向の情報は、養護教諭の未来を考えるうえでも欠かせません。そこで講師としてNHK「サイエンスZERO」やTBS「ひるおび!」等でおなじみのサイエンス作家竹内薫さん（横浜在住）をお迎えし、「AI時代がやってきた！—消える仕事・生き残る仕事—」と題して特別講演をお願いすること

にしました。

シンポジウムでは、「新時代につながる養護教諭の
実践とアイデンティティを検証する」をテーマに、養
護教諭を内外から見つめてこられた3人のシンポジス
トからご提言をいただき、未来につながる養護教諭の
実践やアイデンティティについて協議することでメイ
ンテーマに迫りたいと考えました。充実した討論のた
めにディスカッサント（討論者）という役割を設定し
たのも今回が初めての企画でした。

シンポジウムの後は、理事会による学会事業報告
「『養護教諭の倫理綱領』第13条における養護実践基準
の検討について（中間報告第3報）」、夜は会場からほ
ど近いレストランで懇親会を行う予定でした。みなと
みらいの夜景をバックに素敵なフルート演奏をお楽し
みいただけるよう趣向を凝らしました。演奏メンバー
には横浜市の現職養護教諭、そして養護教諭をパート
ナーにもつ男性もいると聞き、交流を楽しみにしてい
たのですが実現はかないませんでした。

「一般演題発表」は第2日目の午前中に設定しまし
た。多数のエントリーをいただきありがとうございました。
今回から採用した「演題区分（改訂版）」に基
づいてプログラムを組みました。研究発表の後には総
会、そしてランチョンセミナーを2会場で予定してい
ました。ひとつはユーシービージャパン株式会社・大
塚製薬株式会社の共催で、聖隷浜松病院てんかんセン
ター小児神経科主任医長の岡西徹先生による「てんか
んは怖くない—楽しい学校生活を送るために先生方が
知って欲しいてんかんの知識—」、もうひとつはフェ
リング・ファーマ株式会社による「夜尿症児への教師
の関わりとは—学校生活の質の低下を防ぐために—」
（東京成徳大学応用心理学部教授田村節子先生）およ
び「夜尿症が児童の心に与える影響と積極治療の必要
性」（昭和大学医学部小児科学講座教授池田裕一先生）
でした。また会場では協賛企業9社の展示も予定して
いました。

学術集会を締めくくる午後のプログラムは課題別
セッション「オイカワヒロコ先生と健康教育について
語ろう！」「悩んでいませんか？先生たちとのコミュ
ニケーション」の2題を計画しました。養護教諭の専
門性を高め、最後まで有意義な学術集会になるように

と練り上げた企画でした。

これらのプログラム企画は、実行委員が現場の知恵
を出し合って考えました。ホームページは広報担当委
員が手作りで本格的なウェブサイトを構築しました。
会場割振り、一般演題の募集と集約、抄録集の編集、
受付準備などは担当係ごとにリーダーを中心に実によ
いチームワークで進めることができました。同じ神奈
川県内でも校種や設置者により異なる組織に属する養
護教諭同士が交流する貴重な機会ともなりました。

開催2週間前の9月29日には実行委員と当日スタッ
フ総勢38名が集合し、最終打ち合わせを行いました。
スタッフの日印として当日身に着ける青いバンダナを
配付し準備は万端。頼もしい実行委員に支えられて「当
日は大成功間違いなし」を確信しました。

Ⅱ 思いがけない台風の襲来

1 開催5日前

10月7日（月）、不穏なニュースが飛び込んできま
した。太平洋の南で発生した台風が急速に発達しなが
ら進み、10月12日から13日にかけて日本に近づく恐れ
があるとの情報。それから2日間は、進路がそれること
をひたすら祈りながら天気予報とにらめっこが続き
ました。期待とは裏腹に、日を追うごとに台風は着実
に日本に向かってきました。場合によっては中止かとの
思いも一瞬頭をよぎりました。でもまだそのときは、
この台風の勢力を甘く見ていました。万一に備えて各
種キャンセル料等の問い合わせをする一方で、実施を
前提に、立て看板や会場レイアウトの調整なども続け
ていました。

10月9日（水）、理事長とも相談して昨年同様に学
術集会前日の理事会で実施の可否を判断することと
し、いくつかの問い合わせに対応しました。

2 開催2日前

10月10日（木）、台風は小笠原諸島の南部を北上。
12日の午後から夜にかけて関東に最接近することがほ
ぼ確実となり、神奈川県内でも各種イベントの中止が
検討され始めました。さすがにこの状況では第1日目の
プログラムと懇親会は断念せざるを得ないと判断し
ました。まずはその意向を理事会に報告しホームペー

ジに第一報をアップするとともに、急ぎ関係各方面への連絡を行いました。後になってラグビーワールドカップ横浜会場の試合すら中止になったとの報を聞き、この判断は正しかったと確信しました。

一方、2日目は台風一過の好天が見込まれるものの、朝方に交通機関への影響が残る可能性が考えられました。そのため開始時間を遅らせるなどの検討に入りました。一般演題発表予定者の皆様に2日目の来場の見込みについて打診したところ、「横浜への交通手段がない」「当日の交通機関の状況が読めない」などの回答が多く、また開催に関するご意見も頂戴し考えさせられました。

3 開催前日

10月11日（金）、台風情報を気にしながらまんじりともせずに朝を迎えました。1日目中止と2日目の実施見通しについて事前参加登録者に一斉メール配信の手配を終えて間もなく、新幹線等の計画運休が12日だけでなく13日まで検討されていることがわかりました。このままでは2日目も参加者の足の確保ができず、また二次災害の心配もあります。前日準備のため朝から現地入りしていた実行委員長らと急ぎ協議し、理事長に相談して、午後からの理事会審議を待たずに2日間の全日程中止という苦渋の決断をしました。ホワイトボードに記した綿密な時程変更案は全て白紙撤回せざるを得ませんでした。

それからが大変です。業者と連絡をとり、事前参加登録者へ本日2回目のメールを一斉配信。ホームページ更新、一般演題発表者への連絡、招待者や関係機関への連絡、会場や弁当のキャンセル、ランチョンセミナーや出展企業への連絡と対応の説明、運搬中の物品の納品ストップ、すでに配送された資料や物品の返却などの対応は時間とのたたかいです。午後から準備のために集まってきた実行委員に状況説明する時間もとれず電話対応をしていたところ、状況を察して各人が率先して行動を開始。てきぱきと対応が進んでいく様は実に見事でした。日頃からの養護教諭の行動力、危機管理能力が発揮されたといえます。

そんなさなか、メールで全く事務的に会場費請求書（中止でも請求額100%）が届いたり、事務局の対応に

対する厳しいご意見が寄せられたりもして、シビアな現実にも直面させられました。

4 開催予定当日

10月12日（土）、天気予報どおり徐々に風雨が強まり、横浜にも暴風警報、大雨洪水警報が発令されました。夜、台風は伊豆半島に上陸。窓ガラスがバタバタと大きな音を立てて震え、建物は大地震でも起きたようにミシミシと揺れ、恐ろしいことこの上ありません。外は滝のような猛烈な雨が街灯に照らされたビルの谷間を右から左に抜けていきます。そしてとうとう多摩川の水が堤防を越えて氾濫したとのニュースも流れました。

それから数時間。やがて夜も更けて風はおさまり、やっと少し眠りにつくことができました。

一夜明けた10月13日の朝、目覚めると雲一つない青空が広がり、東の空からまばゆいばかりの太陽が昇っています。「恨めしい」とはまさにこういう時の気持ちを表す言葉だろうと思いました。しかしそう思ったのも東の間、テレビをつけると信じられない光景が映し出されていました。濁流に飲み込まれていく住宅地。テロップを見て目を疑いました。「えっ長野・・・？千曲川？？」。テレビからは福島県、宮城県、栃木県、埼玉県など各地の被害が次々と伝えられていました。

一段落してから、桜木町のホテルに滞在していた一部の理事・監事と一緒に、その日その時間に学術集会が行われていたはずの会場を訪れ、内見させてもらいました。「ここにポスターパネルが並んでいたはずなのに・・・」残念な気持ちはぬぐえません。窓から見下ろすみなとみらいの歩道は人影がまばらでした。計画運休により全ての電車が止まっていたからです。こんなに静かなみなとみらいは初めてでした。

5 台風が去って

こうして台風19号は東日本を中心に全国各地で土砂崩れ、河川の決壊、洪水を起こし、大きな爪痕を残して去っていきました。そして学術集会開催に向けて盛り上がっていた実行委員会は、達成感を得ることなく空しく自然解散となってしまいました。

このような直前の全日程中止は本学会始まって以来

であり、台風や交通機関の刻々と変化する情報をふまえ適切な判断に努めましたが、決断のタイミングも難しく、ご参加を予定されていた皆様にはたいへんご迷惑をおかけしました。中止を決定した時点ですでに横浜に到着され、暴風が吹き荒れる中、ホテルに缶詰めになられた方もいらっしゃいました。また途中までお出かけになって引き返された方、直前のキャンセルにより多くの出費を余儀なくされた方も多かったことと思います。ここに改めて深くお詫び申し上げます。

一般演題発表中止への措置として、抄録集への掲載をもって誌上発表という形をとらせていただきました。ご研究成果を自らのことばで伝えていただく機会を失ったことは残念でなりません。また事前参加登録された皆様には抄録集を送付したものの、参加費の返金を行うことはできず、心苦しい思いでいっぱいでした。すでに集会準備のため多額の経費が発生し、返金が難しい事情をご理解くださいましたことに感謝申し上げます。幸いにも懇親会費のみ会場（東天紅）と交渉の末、返金させていただくことができました。また特別講演講師の竹内薫様、ランチョンセミナーや出展を予定されていた企業様のご厚情にも感謝の言葉しかありません。

また何よりもありがたかったことは、多くの会員、参加予定者の皆様から励ましのメッセージをいただいたことです。皆様の温かい思いやりに触れ、無力感・喪失感から救われました。心よりお礼申し上げます。このことは、常に子どもの心に寄り添う養護教諭の誇るべき資質を改めて意識させるものでもありました。

Ⅲ ミニ学術集会の開催

2019年12月21日（土）の午後、学術集会のプログラムの一部を行う機会をいただき、当初の計画から70日遅れのミニ学術集会として開催しました。シンポジウムのコーディネーターと3名のシンポジスト全員、助成金研究発表者にご都合をつけていただくことができたのは幸いでした。場所は、10月にポスター発表会場に予定していた横浜ランドマークタワー 25階のバンケットルームでした。年末のご多忙な時期にもかかわらず多数のご参加をいただき誠にありがとうございました。

ミニ学術集会は理事長挨拶に始まり、学会長講演（45分）、シンポジウム（90分）、2018年度学会助成金研究発表（30分）、学会事業報告（30分）、2019年度総会（60分）と、半日におさめられるコンパクトな内容となりました。

学会長講演は、次期学会長を務める古賀由紀子座長により「養護教諭はどこに向かおうとしているのか」の演題でお話ししました。シンポジウム「新時代につながる養護教諭の実践とアイデンティティを検証する」は、コーディネーターに山崎隆恵先生（北海道教育大学）と大津留幸子先生（横浜市学校保健アドバイザー）、シンポジストに山本敬一氏（東山書房「健康教室」編集長）、山川伸二先生（横浜市立南瀬谷中学校長）、後藤里美先生（神奈川県立厚木東高等学校総括教諭）というフルメンバーでそれぞれの立場からお話をいただきました。詳細はシンポジウム報告ページに譲りますが、フロアから多くの質問と熱心な発言があり、充実した協議となりました。しかし時間に限りがあり、ディスカッションの発言機会が終盤までなかったことや、テーマの「新時代につながる」議論が十分できなかったことは残念でなりません。当初の予定時間（135分）どおりであればもっと議論を深められのではなかったかと悔やまれます。

2018年度学会助成金研究「肢体不自由特別支援学校養護教諭の養護実践にみる専門性の検討」は、野田智子会員（埼玉医科大学）により特別支援学校ならではの養護教諭の実践や課題等について興味深い研究成果をご報告いただきました。途中、1台のプロジェクターに不具合がありましたことをお詫び申し上げます。理事会からの学会事業報告「『養護教諭の倫理綱領』第13条における養護実践基準の検討について（中間報告：第3報）」は、河田理事より「養護実践基準」の検討に至る経過および検討状況について丁寧な説明が行われました。最後のプログラム2019年度総会は、既報のとおり不成立のため意見集約のみとなり、ミニ学術集会を閉じました。

ご提出いただいた参加者アンケートには、学術集会までの実行委員の苦勞をねぎらう言葉とともに、「このような形で開催できて本当に良かった」「半日だったがとても充実していた」「養護教諭の本質や日々の

養護教諭の活動を見直すことができた」「明日からの仕事に大いに励みになった」といった肯定的なご感想がたくさん書かれていました。また学会長講演やシンポジウムを受けて、自らの養護教諭観を記入して下さった方も多く、このミニ学会が「養護教諭のアイデンティティ」を改めて考える機会となったことを強く感じました。

特別講演や学会の鍵となる一般演題発表ができず、学会集会所として一貫したテーマの追究に至らなかった無念さは残りますが、多くの皆様のご支援により無事にミニ学会を終えることができましたことに、重ねてではございますが感謝を申し上げます。

最後になりましたが、ご後援いただきました神奈川県教育委員会、横浜市・川崎市・相模原市の各教育委員会をはじめ、抄録集への広告・展示・ランチオンセミナー等でご協賛いただきました関係機関・団体各位、格別のサポートを賜りました（公財）横浜観光コンベンション・ビューロー、（株）日本旅行横浜支店様に衷心よりお礼申し上げます。また前年の経験をふまえた情報提供をくださいました第26回学会の津島ひろ江学会長、池永理恵子実行委員長にも感謝申し上げます。

そして労苦が結実しないまま解散せざるを得ず、全員そろってメの言葉を交わすこともできなかった実行委員の皆様へ、お詫びと感謝の心をこめて「ありがとう」の言葉を青いバンダナと共に贈ります。

 学会長基調講演

養護教諭はどこに向かおうとしているのか

鈴木 裕子（国士舘大学文学部教育学科）

I はじめに

1 変わりゆく学校

児童生徒の課題が複雑化・多様化してきたという指摘がなされて久しい。保健室には児童生徒・保護者・教職員から、健康問題にとどまらないさまざまな事象が持ち込まれる。養護教諭はそれらの課題をキャッチ、発信し、教職員らとともに解決に当たっており、いわゆる「養護教諭の専門領域における職務内容」の項目には列記されていない多様な役割を果たしている。一方で「チーム学校」や「働き方改革」の流れの中、担任教諭その他の教員に加え、SC、SSWをはじめ校内だけでも多くの職種との連携が必要となっている。

このような中であって養護教諭はその軸足をどこに置き、未来に向けてどのような職種として自らを確立していこうとするのであろうか。養護教諭のアイデンティティすなわち「養護教諭は何をする人なのか」を改めて考えてみることを通して、これからの養護教諭が進もうとする方向性への示唆を得たい。

2 教員のアイデンティティ探究の困難性

「アイデンティティ」の語源は、ラテン語の *identitas*（「正体」「そのもの自身」）に由来する。それは自己意識の独自性、普遍性や連続性を内包し、集団内の共通の意識や連帯感にも通じ¹⁾、「時間的経過を経ても変わらない意識」でもある。ここでは「養護教諭とは何か」という普遍性の意味でとらえる。

近接領域や職業的アイデンティティに関する先行研究の多くは個人の意識を対象としている。久富らは教職アイデンティティを「自分は教師としてそれなりにやれている」感覚ととらえ、教師の仕事がもつ性格や特殊な状況がアイデンティティ確保を難しくしている²⁾とする。また佐藤は、教師としての立場や役割を問う《制度論的接近》に対して、「教師であること」を問う《存在論的接近》の研究の意義とその課題を述べている³⁾。これらは「教職という仕事を専門職とし

て確定することの困難性」を示している。

養護教諭も教員の一員として共通の教員文化の中にあり、同様の課題を有する。それに加えて制度的に一層複雑な背景をもつ。専門領域における職務内容や役割の整理は行われてきたが、養護教諭の専門性（原理・原論）の探究は小倉⁴⁾以来、十分行われてきたとはいえない。養護教諭がつかさどる「養護」の学問構築のためにも「養護教諭とは何か」の追究は欠かせない。そのための方法論は種々考えられるが、ここでは養護教諭の原点に立ち返り、過去～現在を紐解くことから検討してみたい。

II 養護教諭の歴史

1 教育職員としての身分の確立

養護教諭の原点には、明治から昭和にかけて岐阜市京町小学校学校看護婦として精勤した広瀬ますの実践「まづ健康！」が挙げられる。養護教諭の本質につながるヒントがそこに感じられる。しかし当初から今日のように養護教諭がその立場を尊重され教職員と対等な立場で発言できたわけではない。

教育職員としての養護教諭制度は1941（昭和16）年の国民学校令で養護訓導と定められたことに始まるが、そこに至る学校看護婦たちの職制制定運動を抜きに語ることはできない。全国で徐々に配置が増加した学校看護婦には統一した職名がなく、「おばさん」「ねえさん」「目の先生」、中には「おできの先生」「シラミの先生」などの呼び名もあった。またその大多数は身分保障もなく教員文化の中で差別的な待遇に甘んじていた。そのような状況に問題意識をもった東京市浅草区の学校衛生婦森川初枝は、1928（昭和3）年頃、周囲の仲間呼びかけて職制運動を開始した。そこに始まる全国の学校看護婦たちの10数年にわたる活動は、挫折を何度も繰り返した苦難の闘いであった。「間もなく学校看護婦制度の勅令が発令される」と報道さ

れながら直前で立ち消えになること数回。学校看護婦たちはさまざまな手段でこの実現のために奔走した。当時のエピソードは関係者の追想録という形でたくさん残されており、大変興味深い。その一部を編集して雑誌の連載記事で紹介している⁵⁾ので、関心のある方は参照していただきたい。

この勅令(案)の障壁になったことのひとつに当時の文部省と厚生省の協議の不調が挙げられる。厚生省は「学校衛生は教育のみでなく衛生、予防等の仕事があり、当然厚生行政である」と主張し、文部省の「学校に奉職する学校看護婦の任命権は文部省にある」との主張と折り合いがつかなかったのである⁶⁾。最終的には法制局の調整、帝国議会の審議を経て「養護訓導」として制度化され、このときから養護訓導は、看護婦、保健婦と別々の道を歩むことになったと言える。

しかしそれも束の間、戦後新たな問題が生じた。連合国軍最高司令部(GHQ)で学校教育に関する改革を担当していたのは民間情報教育局(CIE)であったが、養護教諭に関しては公衆衛生福祉局(PHW)看護課の干渉を受けた。オルト看護課長は、当時日本学校衛生会(日本学校保健会の前身)養護教諭部会長だった千葉たつを呼出し、養護教諭は看護職として厚生省の管轄下に入るべきであり、養護教諭部会は学校保健会を抜けて看護協会に加入するよう要請した⁷⁾。これはオルト課長が日本の養護教諭の立場を理解せずアメリカのスクールナースと同様にとらえたためであったと考えられる。千葉は文部省荷見秋次郎事務官とともに出向き、日本ではナースでなくティーチャーでなければ指導の効果があげられないこと等を訴えたが、理解を得ることは難しかった。千葉は後の機会にも「これは文部省と厚生省の問題であるが、学校保健は教育であって文部省管轄だ」などの発言をしている。

最終的に1953(昭和28)年にGHQがアメリカに引き上げたことにより養護教諭は教育職にとどまることになり、この件は落ち着いた。そしてようやく教育職員免許法において看護婦の免許状を必要としない制度が整い、教諭と同様に大学での養成が可能となった。これが現在の教育職員としての養護教諭のスタートであり、真の看護職との分岐点であったと考える。

2 養護教諭の養成制度

職制は確立したものの、しばらくの間、四年制大学で養護教諭免許状を取得できるのは東京大学(衛生看護科)と高知女子大学(家政学部)の2つのみであり、その他の養成機関も看護師養成プラス1年の専門教育というカリキュラムであった。完全に独立し養護教諭養成に特化した養成機関は、12年後の1965(昭和40)年の国立養護教諭養成所の開設を待たなければならなかった。しかしこの養成所は三年制という変則的なものであったため、養成所の教員たちは組織的な要請活動を展開し、その結果1975(昭和50)年に国立大学教育学部に初めて四年制の養護教諭養成課程が発足し悲願が実現した⁸⁾。教諭の四年制大学での養成に遅れること26年目であった。

養成制度にはもうひとつ課題が残された。保健婦の免許を有する者は申請のみで養護教諭免許状が取得できる制度である。その後一部改正はあったが制度自体は現在も残っている。一般に専門職が、その専門教育を受けることなく他の職種の資格で勤務できるものだろうか。他の資格で代替できる職種が専門職と言えるのだろうか。他の職種に依存することなく自らの専門教育課程で学んで初めて養護教諭といえるような高い専門性の確立が大切である。

3 養護教諭の職務の変遷

養護教諭は、その制度の変遷にとどまらず、職務内容も紆余曲折を経て今日に至っている。トラホーム等の感染症の治療・予防活動に始まり、むし菌、視力低下、肥満、生活習慣などの健康教育、そして近年の心の健康問題への対応まで、その職務内容の変遷は、子どもたちの健康実態の変化に完全に符合している(表1)。これは養護教諭が日常的に一人一人の子どもに丁寧にかかわり、その課題に真摯に対応してきたことの現れである。多くの実践は命令権者からの指示によるものではなく、養護教諭がそのときどきの子どもたちの健康問題をとらえ、それを解決するために自ら率先して行ってきた。つまり現場が先行し、制度はそれを追認する形で変更されてきたのである。

典型的なのは1997(平成9)年の保健体育審議会答申に示された「健康相談活動」である。従来から養護

表1 児童生徒の実態と養護教諭の職務内容等の変遷

西暦	児童生徒の実態	養護教諭の主な職務	養護教諭の養成・採用	関連する審議会・法令
1905	トラコーマの蔓延	トラコーマ対策(洗眼)	初めて校費による 学校看護婦採用	
1919	スペインかぜ 結核・身体虚弱 寄生虫	救急処置 疾病の予防 診療・身体検査の補助 家庭訪問		トラホーム予防法 結核予防法
1029			学校看護婦全国で1,438人	訓令「学校看護婦-関スル件」
1938		伝染病対策(集団検診) 環境衛生		教育審議会答申「養護は純然たる学校教育の内容」
1941 1942		衛生のしつけ・訓練 要養護児童の特別養護 栄養補給 清潔指導 検便・駆虫	養護訓導153人	国民学校令「養護訓導を置くことを得」 訓令「養護訓導執務要項」
1947	シラミ 栄養不良 体位低下		養護教諭全国で4,308人	学校教育法
1949			免許法で看護師免許必要	教育職員免許法
1952	むし菌	歯科保健指導	看護婦免許を要しない養成課程可能に	中等学校保健計画実施要領(試案)、同小学校要領
1958	視力低下	いわゆる15項目の職務 目の保健指導		学校保健法 保健主事制度
1965	運動不足・肥満	肥満指導	国立養成所での養成開始	
1972	生活習慣の乱れ 公害病	健康増進指導		保健体育審議会答申(養護教諭の役割の明示)
1975	体力低下 少年非行		国立大学養成課程(四年制)新設	
1989	不登校 保健室登校	ヘルスカウンセリング	「全国養護教諭連絡協議会」	初任者研修制度(養護教諭は対象外)
1992	心の健康問題 いじめ		大学院養護教育専攻発足 「全国養護教諭教育研究会」	スクールカウンセラー調査研究事業
1995	PTSD	心のケア	30学級以上に複数配置	
1997	性の逸脱行動 薬物乱用 生活習慣病 新たな感染症 医療的ケア	新たな役割(健康相談活動) 兼職発令の制度	保健主事への登用 養成カリキュラムの改善	保健体育審議会答申
2008	アレルギー疾患 メンタルヘルス	学校保健活動の推進にあたって中核的な役割		中教審答申 学校保健法改正
2015	児童虐待 貧困、自死	コーディネーターの役割		中教審3つの答申チーム 学校

教諭は「児童生徒の身体的不調の訴えの背景に心の健康問題がある」ことに気づき、その対応を行っていた。同答申において養護教諭の職務の特質と保健室の機能を生かしたその活動を「新たな役割」として公に認めたこと、そして教育職員免許法施行規則の養護教諭養成カリキュラムに「健康相談活動の理論及び方法」を必修科目として位置付けた意義は非常に大きかった。このとき同時に必修科目となった「養護概説」とともに、この2科目は養護教諭独自の科目として初めて法令に位置づけられたものである。

養護教諭はこれからも子どもたちの健康問題の変化に柔軟に応じて変化していくのであろうか。この職務

の変遷を振り返ることは、今後の養護教諭の方向性を考えるうえで大いに示唆に富むものと考えられる。

Ⅲ 養護教諭のアイデンティティと学会の役割

さて、「養護教諭とは何か」と聞かれて一言で答えることはできるだろうか。私は養護教諭になった直後にこの問題に直面した。

初任校は、在籍児童生徒全員がいわゆる重心(重症心身障害児)と呼ばれる重度重複障害児のための小規模な特別支援学校だった。子どもたちにはそれぞれ主治医がいて定期受診によりきめ細かい健康管理が行われていた。学校では一人の子どもに一人の担当教員ま

たは支援者がつき、一時たりとも目を離さず健康観察をしており、保健室を利用する子どもはいなかった。重度の知的障害もあり、発話がなく学習も著しく困難だった。私は当初、養護教諭として何をすればいいのかわからなかった。

ある子どもの行事への参加について主治医に相談するため、定期受診に同行したときのこと。「養護教諭の鈴木です」と自己紹介すると主治医は「養護教諭って？養護学校の先生はみんな養護教諭じゃないの？」と言った。「違います。保健室の・・・」「ああ、看護婦さんか」。そのとき、養護教諭について何も説明ができない自分がもどかしく、悔しかった。

一般によく検索されるWikipediaでは養護教諭を次のように説明している。「養護教諭（ようごきょうゆ）とは、学校内で養護をつかさどる教員のことである。養教（ようきょう）と略されることや、保健室の先生（ほけんしつのでんせい）などと通称されることが多い。養護教諭は通例、保健室などに常駐し、学校内における在學生（幼児・児童・生徒）の怪我・疾病等の応急処置を行ったり、健康診断・健康観察等を通して、在學生の心身の健康を掌る学校職員である。応急処置を施した際は、医療機関受診の必要の有無の判断を行う。（以下略）」⁹⁾。これが一般的な認識なのであろうか。甚だしい間違いはないものの、養護教諭の全体像を表しているとは言えない。

この他にも、養護教諭に関するさまざまな媒体で気になる記述を目にすることがある。「養護教諭」とは何者なのだろう。養護教諭は「学校という場で看護（学校看護）を行う人」なのだろうか。養護教諭は「学校で保健指導を行う人」なのだろうか。

先述のとおり、養護教諭は子ども一人一人にいていながら健康課題をつかみ対応してきた。もちろんそのために看護技術やカウンセリング技術を生かす場面も大いにある。しかしそれだけではない。子どもたちの健康課題は発達の課題でもあり、教育的な支援が必要である。またもちろん保健室を訪れる子どもだけを対象としているのではない。心身の健康に課題のある子どもを個別に支援するだけでなく、学校全体の児童生徒の集団を対象とし、久富²⁾のいう学校文化の中で、教職員や学校内外の関係者に働きかけ、

連携して組織的にかかわり、成果を上げてきた。それは他のどの職種とも異なる専門性ではないか。

しかし養護教諭はそうした自らの専門性を自覚できているだろうか。自らの専門性について自信を持って他者に語れるだろうか。いま、それぞれの養護教諭の指向は多様化し進むべき方向について迷走しているようにも思える。養護教諭として何を大切に、子どもたちの成長・発達、自立のためにどのようにかかわるのか。養護教諭が他の領域に依存せず自律した専門職として自信を持って職務を遂行し、自覚的・意図的に実践¹⁰⁾していくためには、それを支える理論が必要である。それを構築し、確立していくこと、そして一般社会に向けても発信していくことが本学会に課せられた大きな役割の一つであろう。

注および文献

- 1) 新・教育心理学事典, 依田新監修, 金子書房, 298, 1977
- 2) 久富善之:教師の専門性とアイデンティティ, 勁草書房, 2008
- 3) 佐藤学:教師というアポリア, 世織書房, 1997
- 4) 小倉学:養護教諭—その専門性と機能—, 東山書房, 1970
- 5) 鈴木裕子:今こそ見つけ直したい養護教諭の原点(連載第1回学校看護婦から養護訓導への胎動), 子どもと健康No.104, 労働教育センター, 68-75, 2016
このほか同No.105(職制運動にかけた青春), 同No.106(縦割り行政のはざま)等に分載。
- 6) 「縄張り争の犠牲」東京朝日新聞, 1939年2月4日朝刊, 11面
- 7) 杉浦守邦:占領期養護教諭行政の過誤と修復の歴史, 日本養護教諭教育学会誌, 20(2), 15-24, 2017
- 8) 堀内久美子:養護教諭養成制度の歴史から学ぶもの, 日本養護教諭教育学会誌, 18(1), 5-10, 2014
- 9) フリー百科事典 ウィキペディア (Wikipedia) <https://ja.wikipedia.org/wiki/養護教諭> (アクセス2019年12月21日)
- 10) 日本養護教諭教育学会:養護教諭の専門領域に関する用語の解説集(第三版), 10, 2019

シンポジウム報告

新時代につながる養護教諭の実践とアイデンティティを検証する

コーディネーター	山崎 隆恵（北海道教育大学札幌校） 大津留幸子（横浜市学校保健アドバイザー）
シンポジスト	山本 敬一（株式会社東山書房） 山川 伸二（横浜市立南瀬谷中学校） 後藤 里美（神奈川県立厚木東高等学校）
ディスカッサント	後藤ひとみ（愛知教育大学）

I テーマ設定の背景

学習指導要領が改訂され、今後の学校教育の方向性が示された。この学習指導要領が子どもの学びを支える時期は、2020年から2030年頃までである。養護教諭を含む教職員は、2030年やその先も見通した社会の姿を描きながら、子どもたちに向き合っていくことが重要となる。

これからの社会について、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（2016年12月）および学習指導要領解説総則編（小・中学校：2017年7月、高等学校：2018年7月）は、少子高齢化、情報化、グローバル化、人工知能の発達などの社会的変化は人間の予測を超えて加速度的に進展するようになる」と述べている。先を予測することが困難な時代の中でも、子どもたち一人ひとりが、持続可能な社会の担い手として、個人や社会の成長のために必要な新たな価値を主体的に生み出していくことが求められていくのである。

このような時代の流れの中、養護教諭が果たすべきものは何かを考える時、学校教育法第37条第12項「養護教諭は児童の養護をつかさどる」という条文に立ち返ることが大切である。一方、歴史的にみると、養護教諭は「養護」の言葉の中に、自らの果たしてきた役割や職務の本来の意味、普遍的真理を見出そうとしてきたことがわかる。そして子どもの未来を考え予測して「養護」することを今まで以上に自覚していかなければならないと気持ちを新たにす。

養護教諭の「養護」の目的のひとつとして挙げられ

るのは、子どもが将来にわたって健康な生活を送ることができるような自立した大人に成長するように発育・発達を支援することである。そのために目の前にいる子どもたちを守り育て、抱える課題にしっかりと目を向けて解決に伴走（養護）する等の活動をしてきた。まさに、前述の中央教育審議会答申や学習指導要領で表されていることを先取りして、生きる力を育てようとしてきたと言える。養護教諭は常に柔軟性を持ち、時代の変化がもたらす個々の子どもの課題に合わせて養護していくことで、教科教育や生活指導など教育の基盤を支えてきたと考える。そしてそうした実践を積み重ねることで養護教諭の職務を確立してきた。これらは養護教諭の実践を貫く軸として、時代にかかわらず続いてきたものであり未来につながるものと考ええる。

社会の急速な変化の中で、子どもたちが健康かつ豊かな人間性を持った社会の担い手として成長できるよう、養護を行なっていくことを念頭に置き、養護教諭としてのアイデンティティ（自分が何者か認識すること、帰属意識、他と区別された独自の性質）の根幹となる部分をより確固たるものにしていかなければならない。

II 本企画のねらいと流れ

私たち養護教諭が「新時代＝未来につないでいくものは何か」を掘り下げたい。世の中が変化しても子どもたちを健康に育てていくために、養護教諭として大切にしているものは時代に関わらず変化しないはずである。

養護教諭はこれまで、時代の変化がもたらしてきた子どもへの影響（感染症、非行、校内暴力、薬物、管理の強化、受験戦争の激化、体力低下、落ちこぼれ、自殺、いじめ、精神疾患、摂食障害、発達障害、保健室登校、家庭の教育力低下、ネット、貧困、多様な性のあり方等様々な課題）を学校現場の最前線で捉え、養護教諭独自の視点から気づいたことを、伝える、連携する、発信するなどしてきた。またそれらの課題に向きあって子どもたちに寄り添い、柔軟に対応してきた。しかしながらその本質の言語化、理論の体系化、学問としての確立は道半ばである。

これからの急激な変化の時代に対応するために、いまこそ社会の変化に柔軟に対応してきた自らの実践を振り返り、実践の根幹にあるものを検証して、未来につないでいけるものを明らかにしたい。それが養護教諭のアイデンティティにもつながるものであろう。そして、いつの時代も変わらない養護教諭としての姿勢、考え方、他の職種にはない養護教諭として誇るべきものを、どのように次の世代に引き継ぐかを考えたい。

シンポジウムの最初にコーディネーターから趣旨を説明するとともに、学校保健アドバイザーとして多くの養護教諭にかかわることから捉えた養護教諭の実践上の課題について2つ提起した。1つ目は、養護教諭自身が専門性をどのように理解し自らに定着させ向上させていくのかである。多くの学校現場には、職業(役割)モデルがおらず、常に手探りで迷いながら仕事に向き合い、大小の不安や困難を抱えながら実務を遂行している。そのため「養護教諭の専門性」を常に意識していく必要がある。2つ目は、養護教諭が学校教育の中で、「養護教諭の仕事、役割、使命」を『どのように発信しているのか』である。個々の経験等により発信する技量に違いがあるとしても、教職員への発信は必要なことで、「養護教諭の仕事、役割、使命」がチームメンバーに理解されてこそ、チームとしていい仕事に繋がっていくのである。

本企画では、3人のシンポジストに登壇を願った。

最初に山本敬一氏から、(株)東山書房の月刊誌「健康教室」の編集者として、「健康教室」と養護教諭の長いつながりや編集にあたっての考え方、編集を通して感じている養護教諭の特質や課題、養護教諭の実践

を未来につなぐための方策などについてご提言いただいた。次に、中学校校長である山川伸二氏から、管理職の立場で養護教諭をどのようにとらえ、どのような役割を期待しているのか、またそのために校長として意識していることなどについてご提言いただいた。最後は後藤里美氏である。氏は養護教諭として長年勤務した後、指導主事、総括教諭(主幹教諭)と立場を変えてきた。ご自身の軸を養護教諭の職に置きながらも、指導主事として学校の外から養護教諭を客観的に見た経験、総括教諭として校内組織を俯瞰的に捉えた経験をふまえ、養護教諭として大切だと考えていることについて述べていただいた。

質疑応答の後、シンポジスト相互やフロアとの討議を行ない、本学術集会では初めての試みとなるディスカッションの発言も得た。

Ⅲ シンポジストの提言内容

1 養護教諭の「実践」記録を共有する

山本 敬一(株式会社東山書房編集長)

1) 『健康教室』について

『健康教室』は今から71年前、1948年(昭和23年)9月に創刊された「学校保健」の専門誌である。創刊当初は季刊、翌年から隔月刊、4年後の1952年より月刊化されている。最新の2020年1月号が通巻1054号であり、学校保健専門雑誌の中では最も発行年数が長い。

創刊号の巻頭言には、創刊の目的について「学童の健康達成」のために、「いかにして健康教育の実効をおさめるか、すべての教科目に関連している健康教育のあり方はいかなるものか」等について「生きた答案を書かねばならない」とし、編集方針として、アメリカの健康教育指導者ヘレン・マンレー女史の「健康教育は耳から教えるより目から教えよ」の言葉を挙げ、「健康教育の目的は『実践』であることから、観念にとらわれず具体性を重視する」と記している。また、奥付には「『健康教室』は児童の養護に資するよう、出来るかぎり具体的に、実際面に即して、生きた健康教育を研究指導することを目的としています」とある。読者である「養護教諭」の「実践」を重視するという基本姿勢は、現在まで踏襲されている。

2) 実践の言語化とプロセスの共有

今回のシンポジウムのテーマで、専門誌の編集者として問題提起してみたいのは、結論から言うと「もっと実践記録を書きませんか?」ということである。『健康教室』の編集を通じて、全国には有意義な実践をされている養護教諭が大勢いることを見てきた。養護教諭が専門職として学校に常駐し、保健室で子どもたちと接する中で学校の健康課題を見立て、課題解決のために試行錯誤しながら取り組んだ実践には、それ自体たいへんな価値があると考え。まずは、そうした優れた取り組みが、学校の中だけで完結されることなく、もっと広く、多くの養護教諭に共有されてほしいと思う。

また「実践」には、学校保健年間計画などに位置づけ組織的に行う大掛かりなものだけでなく、救急処置や個別指導、保健だより、掲示物、健康観察その他、日常的に展開されている広範囲な教育活動もある。日常的な活動であっても、そこに明確な意図や目的があり、専門職としての見立てが働いている限り、それは養護教諭の「実践」と言えるのだろう。

しかし、そうした養護教諭の実践が「言語化」されているかと言えば、必ずしもそうではない印象もある。計画的・組織的な実践であれば、意図や目的、方法などはある程度は言語化され「校内では」共有されるだろう。けれど、特に養護教諭が主体となり（多くは主に一人で）行う日常的な実践では、それらが言語化されることなく本人の経験則で行われている実態もあるのではないだろうか。

本テーマに引きつけて言うならば、実践を新時代につなげることも、アイデンティティを検証することも、まずは前提として現場で行われている実践が共有される必要があると思う。それも、できるならば行った実践の内容や結果だけではなく、「どのようにしたのか」というプロセスの部分まで含めた総体が。養護教諭が何らかの実践を行う時、なぜ、それが問題だと感じたのか、解決のためには何が必要だと判断し、誰に何をどのように相談して、連携して、どのようなアプローチで子どもに伝えていったのか。そういった一連のプロセス全体が非常に重要なはずだが、それらはなかなか外部には伝わらない。養護教諭が自らの実践を他人

に伝えられるレベルで普段から言語化し、校内外問わず意図的に「発信」していくこと。具体的に言えば、もっと「実践記録」が共有されることが必要なのではないかと考える。

しかし、一人職であり多忙な養護教諭にとっては、それこそが（物理的にも）最も困難を覚えるところなのかもしれない。

3) 一人職であることに向き合う

養護教諭は「健康教育や保健管理によって子どもの発育・発達の支援を行う」という共通の目的を有しながら、実際の職務内容は学校ごとに異なり、多種多様な仕事をしているのが現実ではないだろうか。児童生徒数、学校種別、地域背景、子ども・保護者・教職員のニーズによって中心業務が異なる。学校の課題により扱う健康教育のテーマも様々であり、養護教諭本人の仕事観やキャリアによっても変わってくるかもしれない。さらに各校の中心業務の周辺には、いつ中心に取って代わるかもしれない様々な課題が存在している。

この、一人職であること、同じ職種であっても現場により仕事内容が多種多様であることが、時にアイデンティティを不明瞭なものとして錯覚させているのではないかと感じることもある。そこは内部にいると逆に見えにくい部分なのかもしれない。専門誌の編集者という外部の立場で保健室を訪れ、ベテランの養護教諭の仕事を拝見すると、毎回多くの学びや配慮があり、その「専門性」の高さを実感する^{註1)}。本学会に参加の方々には自明なことだが、養護教諭が日常、当たり前のようになっている対応の一つ一つに根拠や意図があり、課題解決のための最適解を模索する姿がある。子どもの性格や生育歴、友人関係、家庭環境までを把握することで成立している個に応じた支援。また組織的な対応を実現するための教職員への日常的な働きかけ。保健に関する専門的な知識や必要な技術を得ていることを前提とすれば、「勤務校」での健康問題・課題に対する最適な「見立て」ができるのは養護教諭だけだろう。

しかし、健康教育や保健管理の具体的な「実践」の内容が、研究会・研修会、養護部会での実践報告書、雑誌や書籍などに掲載されることである程度共有できるのに対し、その実践を下支えしているであろう日常

の取り組みや工夫は、なかなか表面化されることがない。一般企業であれば、同職種の先輩や同僚と一緒に働くことで得られる仕事のコツや現場のノウハウといったものが、一人職の養護教諭では得にくいのではないか。そういった問題意識もあり、近年『健康教室』では雑誌のコンセプトに、「一人職では得にくい、“同職種の人の仕事を見て真似る”という経験を少しでも補完・代替できる誌面づくり」を加えている。「あえて言語化しなければ周囲に伝わりにくい日常（プロセス）が、実践（結果）とどうつながっているのか」を、誌面を通して伝えていくことは、専門誌としての役割でもあると考えている^{注2)}。

4) まとめ 実践を記録するという事

以前、東北福祉大学の上條晴夫教授に「養護教諭の集団指導」をテーマとした座談会の中で、「養護教諭が授業をすることの『共有財産化』をどう考えていくのか」ご指摘を受けたことがある。養護教諭の授業記録をどう残すかということである。一人の養護教諭が優れた授業をしたとして、実践がその学校内で完結してしまっただけではもったいない（もちろん本来の目的は達成しているのだが）。実践記録や指導案を読んだ人が、その授業を再現できる記述になっているか（授業者本人ための指導メモとしてだけでなく）。指導の工夫や教育技術が見える形で記述することで、他の養護教諭にも渡せるものができる可能性があるという趣旨であった。これは、小誌の課題としてご指摘いただいたものだが、非常に示唆的だったように思う。

養護教諭に取材やインタビューの打診をすると、「大したことは何もやっていないので…」と固辞されるケースは多い。しかし実際に保健室に足を運べば、そこかしこに工夫やアイデアが見られるし、話を聞けば明確な意図がある場合がほとんどだ。原稿依頼も然りである。本人にとっては当たり前のようにしている取り組みが、他の人にとっては決して当たり前ではなく、課題解決のヒントにつながることもあるだろう。養護教諭が目の子どもの健康を願い、試行錯誤しながら取り組んでいる実践には、恐らく本人が認識している以上の価値がある。忙しい毎日の中で、実践を記録することは大変な労力を要するが、行っている様々な取り組みの一つでも二つでも、（保健だよりの

ように人に読んでもらうことを意識して）実践記録を書き、それを他の養護教諭と共有してほしいと思う。一つの実践は養護教諭全体の利益に貢献する可能性がある。養護教諭の実践を新時代につなげることも、養護教諭のアイデンティティを検証することも、それらは現場の養護教諭自身の言葉でなされるべきであり、『健康教室』は専門誌として、これからも養護教諭の「みらい」を全力でサポートしていきたい。

『健康教室』では皆様からの「実践」のご投稿を心よりお待ちしております。

注1) ベテラン養護教諭の1日に何度か密着取材したことがあるが、非常に学びが多く充実した時間となった。若い養護教諭にとって、ベテランの先生に一日密着するという体験は、非常に満足度の高い現職研修になるのではないかと感じた。複数配置でない限り、他の養護教諭の日常を見る機会は意外と少ない。学生時代に教育実習で一日密着すると、何年か現場を経験し、職務の困難な部分や改善したい点など、問題意識が浮き彫りになってから、ベテランの仕事の間近で見るとでは、見える景色や納得感が違うと想像する。機会があれば、そういった研修を企画してみても面白いと思う。

注2) このコンセプトのもとに始めた連載の一つに、愛知県の元養護教諭である中根恭子氏の『今月の活動記録ポートフォリオ』がある。これは平たく言えば、養護教諭の職務記録である。著者が書いた毎月の職務記録に解説を加えて掲載している。守秘義務もあり、また汎用性を考慮して脚色はしてあるが、その日何が起って、養護教諭である著者がどう考え、どう判断して、どのような見立てをして、どのような働きかけをしたのかが綴られている。著者は最初、自分の頭を整理するために書き始めたが、管理職だけでなく、学級担任にも読んでもらうことを意識して書き続けた結果、子どもを支援するための有効な「情報共有ツール」になったと言う。さらにそれだけでなく、校内の教職員に、「養護教諭って、こんな大事な仕事をしているんだ」と、養護教諭の仕事を知ってもらう結果にもなったと語っている。

2 子どもの安全のために、校長（学校）として養護教諭と共に何をすべきか

山川 伸二（横浜市立南瀬谷中学校校長）

1) はじめに

「日本養護教諭教育学会第27回学術集会シンポジウム」にシンポジストとして参加させていただき、学校現場の校長として多くを学ぶ機会を得られたことに感謝したい。今回のテーマである「みらいにつなぐ養護教諭のアイデンティティ」のもと、学会長の講演を聞き、あらためて養護教諭の歴史を振り返りつつ、今の、そしてこれからの養護教諭の在り方を校長（学校）としてきちんと考えなくてはならないことを強く感じた。

2) 養護教諭の役割とその存在

養護教諭も含め学校は、生徒が安心して、豊かな学校生活を過ごすために、常に教育の方向性を意識しつつ職員が力を合わせ、日々の教育活動に取り組まなければならない。しかし、昨今の生徒を取り巻く状況は一層複雑多様化し、その課題解決に向けては学校組織力の向上、及び子どもたちを見守るネットワークの確立が強求められている。そのような状況の中、学校現場では感染症やアレルギー等の問題、熱中症を含めいつ起こるかかわからない事故、子どもの背景にある家庭や社会の抱える課題の多大なる影響、そして何より子ども自らが尊い生命をたつという悲しい現実など、子どもの大切な存在そのものにかかわる課題に直面する厳しい状況があり、「養護教諭」の皆さんの存在と役割の大きさをあらためて感じざるを得ない。養護教諭には、その専門性を発揮し、学校組織の中核となって健康教育、安全教育の推進・充実を図らなければならないという使命が求められ、大きな期待も寄せられている。少しでも養護教諭の皆さんが、「生徒のために」を大切にモチベーション高く自らの仕事に取り組むために、普段の学校での実践等から、校長としての立場で養護教諭の皆さんにエールを送り、ともに力を合わせて教育を推進するために、何をどう考え取り組むべきかを具体的にシンポジウム場で提案した。

【具体的な提案内容】

1 養護教諭を支え、活かせる管理職に

○健康教育・安全教育の推進・充実を学校経営の柱（土台）に

・養護教諭の組織における「コーディネート」の必要性・重要性の認識と支援

○養護教諭を活かした学校経営の基本は、管理職及び他教職員との信頼関係の確立が必須

・養護教諭の業務内容への深い理解を（積極的な情報収集と共有に努めること）

・専門性に裏付けられた養護教諭の意見具申への理解と支援を

2 養護教諭に期待すること

(1) 専門性に基づく高い意識と組織の一員としての自覚・発信

○学校現場が抱える課題解決に向けた専門性の習得

・何より目の前の子ども、保護者、そして教職員の思いに寄り添い、支援できる姿勢を再確認

・時代、社会状況に応じた新たな支援・対応が可能となるよう、積極的な研修への参加

○学校組織の一員としての自覚と教職員との情報共有の徹底を

・日頃からの教職員との連携・協働が必要（情報共有こそが共通理解の土台）

・安全、健康に関しては、組織の中核である自覚を（的確、適切な情報発信が求められている）

中核とは、広い視野と視点、相互理解の推進、積極的な働きかけ、確かな方向性

○養護教諭の意識改革を

・「わかってくれない」から「理解してもらおう」へ自らの積極性が大切。養護教諭としての自信と自負を持ち、学校組織に働きかけを

(2) 「コーディネート」から「マネージメント」へ

○コーディネーターとしての活躍に期待

・複雑多様化する課題への指導・支援の充実は、専門性を活かした組織対応の充実

養護教諭の重要な役割、専門性を活かした牽引力が必要

○「マネージメント」への意識とそのための資質向上を

・学校経営に必要な存在、経営への積極的な参画意識を

3) 養護教諭を支え活かせる管理職に

校長としては、学校経営の土台を、教職員（養護教諭）との信頼関係の確立におき、養護教諭を支え、活かせる管理職になることが必要だと考える。シンポジウムの場では多くの意見として、今までも校長から「理解・支え」という言葉はあったが、現状は決して変わらず、養護教諭が一人職として安心し、力を発揮することはできなかったとの厳しい思いを伝えられた。校長として言葉のみにとどまらず、何より自らの学校現場で実践を進めるとともに、校長会等を通じて、組織的に一步一步でも養護教諭の皆さんを支える仕組みづくりに努力していきたい。具現化こそが信頼の確立につながることを大切にしたい。

4) 養護教諭に期待すること

(1) 専門性に基づく高い意識と組織の一員としての自覚・発信そして協働

次に、養護教諭に期待することとしては、「健康教育・安全教育」の推進に向けた役割と学校組織の一員としての自覚、そして教職員との情報共有の徹底だと考える。特に「情報の共有」については、養護教諭のみならず全職員が、自ら情報を確認する努力と情報を効果的に発信する姿勢が大切だと思う。待っていてはいつまでも変わらない。お互いが共有の充実に向けて、積極的に行動することが必要で、さらに「共有」は「協働」によって推進されることを忘れず、お互いが共に行動することを通して、推進することを意識していきたい。

(2) 「コーディネート」から「マネジメント」へ

そして、最も養護教諭に大事にしてほしいことは、「わかってくれない」から「理解してもらおう」へ意識のあり様を変えてほしいことである。自分たちを理解してもらえないとの思いからは次へのひろがりはないように感じる。養護教諭としての自信と自負を持ち続け、ポジティブにとらえて、学校組織に意欲的に働きかけることを期待する。養護教諭ではない自分の勝手な思いだが、皆さんとのかかわりを通して、その努力や頑張りがわかるからこそ伝えていきたいと思う。皆さんの意識の変革こそが、養護教諭の役割を「コーディネート」から「マネジメント」へ改革させる一歩となることを大いに期待する。

5) まとめ

養護教諭の地道で丁寧な日々の努力には心から感謝している。これからも皆さんが、子どもたちのために日頃から資質向上を目指し、安心して豊かな学校づくりの重要な役割を担って、大いに活躍されることを強く願っている。「生徒のために」「学校のために」を心に刻み、今努力していることを活かすために、何を大切にどう取り組むべきかを、様々な場面でお互いに意識し、一層力を合わせ、努力していきたいと思う。

3 子どもたちを未来につなぐ養護教諭

後藤 里美（神奈川県立厚木東高等学校総括教諭）

1) はじめに

養護教諭は主に児童生徒の心と身体の健康に関わっている。このことはとても重要な点である。6～18歳の時期は身体的発達とともに周囲の環境や大人の影響を受けやすく、その後の生活習慣や生き方等に大きな影響を与える。このように成長していく上でとても大切な時期の児童生徒の健康に関わっている養護教諭の果たす役割は非常に大きい。そこで、地域性や学校環境、時代の変化等にかかわらず大切にしてきたものは何か、自分自身の経験をもとに養護教諭のアイデンティティ（軸となるもの）について考えていく。

2) 実践を重ねていくなかで得たこと

養護教諭として最初に着任した学校は神奈川県100校計画（生徒急増期に対応して「高校百校新設計画」（1973～1987年度の15年計画）に基づき、県立高校を100校新設して全体で165校とし、子どもたちの高校進学のための確保を行なった）の中で設立された高校だった。着任当時（1980年代）は少年非行が社会問題化した時でもある。様々な理由で保健室を訪れる生徒の話は重く、深く、時にはよくここまで頑張ってきたと思うようなことも少なくなかった。最初の頃は話を聞くだけで精一杯であったが、徐々に気持ちを受け止め、これからどのようにしていけばよいのか一緒に考えていけるようになり、生徒は心と身体の状態が整っていくと少しずつ表情が穏やかになり落ち着いていった。このような経験を通して、生徒に寄り添い耳を傾けて話を聴くことの大切さを実感として得ることができた。そして、知識としては理解していたはずの「生

徒に寄り添う」ということはどういうことかを日々の実践のなかで学ぶことができた。このように、保健室にやってきた目の前の「個」に寄り添い「来室時よりも少しでも良い状態で退室できるようにすること」が、生徒との対応を重ねていくなかで、最も大切にしてきたことである。

3) 1年間の教育相談研修から学んだこと

1997年4月より教育相談研修生として横浜国立大学へ1年間通った。ちょうど養護教諭のヘルスカウンセリングの重要性が強調された頃である。研修期間にテーマを設定して生徒の健康課題について分析・考察して発表した。その過程を通して普段何気なく感じている生徒の健康上の課題や問題点を実感として捉えるだけでなく、調査・分析して考察し、提示していくことも非常に大切であることを再認識した。

児童生徒の健康状態の変化に一番気づきやすい立場にある養護教諭が問題を感じた場合、アンケートや統計をとるなどしてその原因を明らかにするとともに、校内組織を動かして改善に向けて働きかけていくなど、養護教諭は健康課題の発見と改善に向けてのキーパーソンになると考えている。

4) 指導主事の視点から養護教諭を考える

2010年4月からの5年間は指導主事として行政に携わった。現場の業務とは異なるが全てが児童生徒にかかわる保健関連業務であり、県全体の児童生徒の状況や小・中・高の校種や地域間の健康課題の違い等を客観的に捉えることができた。

行政としての保健関連業務と並行して相談の電話も多かった。相手の話を伺い県の取組をもとに解決に向けて一緒に考えていく過程はまさしく、保健室で目の前の「個」を大切にしていこうと姿勢と変わらないことを実感した5年間でもあった。

5) 養護教諭のコーディネート力が生かされる総括業務

5年間指導主事として勤務後、高校全日制の総括教諭（養護教諭）として現在の学校に着任した。養護教諭の専門的分野とともに、生活支援グループの総括として教育相談や生徒指導、交通安全指導等が主な内容となる業務も行っている。そして、地区の児童・生徒指導担当者と警察関係者、児童相談所、青少年教育相談センター等の担当者が定期的に情報交換や協議を行

う学校警察連絡協議会に本校の担当者として出席している。児童生徒の非行や問題行動の根底には本人の心理状況だけでなく発達課題や家庭環境等も大きく関係しているため児童・生徒指導に関する会議に養護教諭がメンバーとなることはとても有意義なことである。「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」のなかで「養護教諭は（中略）従来から力を発揮していた健康面の指導だけでなく、生徒指導面でも大きな役割を担っている」¹⁾とある。今後さらに、児童・生徒指導においても養護教諭の視点が重要視されていくと考えている。

6) 養護教諭のアイデンティティ（軸）となるもの

これまでの養護教諭歴、そのなかでの教育相談研修生、指導主事、そして、総括教諭（養護教諭）を通して私自身が一貫して大切にしてきたものは「個」である。「個」に寄り添い大切にしていこうと姿勢は、全ての養護教諭にとって軸になるものだと考えている。また、養護教諭は保健室での対応だけでなく集団への保健指導やTT等による授業も行っている。そのような場合も、健康観察をきめ細かく行い「個」を大切にしながら集団を覗いている。そして、日々の健康観察や子供たちとの対応を通して「健康課題」を見極め、必要に応じて関係者に提示していく必要がある。

AIの活用が進む中、健康診断をはじめ様々なことが合理化・システム化されたとしても、気持ちや感情を汲み取ることができるのは“人”である。人に触れられることが辛い子供がいる一方、手を添えてスキンシップをしてほしい子供もいる。子供に寄り添う時の声掛けのタイミングや間の取り方は、それぞれの状況によって異なる。養護教諭は担任や関係者及び専門機関等と「つながり」、同じ目標に向かって有効的な取組となるようコーディネーター的な役割も果たしているのである。今後も、養護教諭は「個」に寄り添い、「健康課題」を見極め、ニーズに合った支援をしていくために関係者を「つなぐ」役割を担い、「チームとしての学校」の力を向上させていくための要となっていくと考えている。

7) 養護教諭のアイデンティティ（軸）のキーワードについて

(1) 「個」

「個」を尊重すること。養護教諭は目の前の子供の話を最後まで聴くことにより、個を尊重している。子供は自分の話を最後まで聴いてもらっただけで気持ちが軽くなることが多い。だからこそ、疑問に思うことがあったら、語り終えた後でゆっくりと聞き返していくように心掛けていくことが大切である。

(2) 「健康課題」

健康課題を見極めていくためにファーストコンタクトを大切にすること。保健室にやってきた子供の表情や話し方、服装等を観るとともに最初の声掛けを大切にしていく。子供の第一印象や表情など気になった時はメモをしておく、後で役に立つことが多い。また、相談しようと思えるような居心地の良い保健室を保っていくことも忘れてはならない。

(3) 「つながる」

教職員間のつながりを深めるために日常的なコミュニケーションを大切にすること。意識的に職員室まで足を運び、担任や関係の先生方と直接会って話すようにするなど、日頃から教職員同士がつながっていることで、何かあった時に素早い判断と情報共有、打合せ、そして、それを踏まえた柔軟な対応ができる。

8) 終わりに

かけがえのない自分自身の生きてきた過程も、養護教諭のアイデンティティの形成に欠かせない大切なことだと思う。私自身の過去を振り返ってみると、養護教諭としての知識・経験と共に、私的（プライベート）な経験を通しての喜びや困難、学び得たこと等が子供たちとの対応や救急処置、健康相談、保護者との対応等の全てに生かされていると実感している。だからこそ、養護教諭としての研鑽を積み重ねていくと共に、自分自身の日常を大切に生きていくことが、その人自身の養護教諭としてのアイデンティティの大切な要素になっていくと考えている。

引用文献

- 1) 文部科学省：現代的健康課題を抱える子供たちへの支援
—養護教諭の役割を中心として—, 2017

IV 協議

1 フロアとの意見交換

シンポジスト及びフロアの方々から多くの意見が出された。以下に概要を述べる。なお、○は問いかけ、*はその答えであるが、シンポジストとフロアの意見を合わせたものである。

○養護教諭の向上にむけ実践論と本質論とがどうかかわるのか

*本質を意識して実践にあたることは重要だと思う。しかし、現実問題としては、本質論だけを雑誌に掲載していると、経験の少ない若い養護教諭からは、本質の重要性は理解しつつも、実際の場面でどう動き、どう対応すればよいのかを具体的に知りたいという意見をきくことがある。現実の場面ではケースバイケースなのですべてに当てはまる具体例は少ないため、参考例として多くのバリエーションを提供することを心がけている。その中から読者自身の実践の課題や問題を解決する糸口を見出してほしい。

○虐待などの問題が生じて報道される時など、養護教諭の存在が見えてこない。世の中や地域の中に養護教諭が見えてくるために、学校教育の中で養護教諭の立ち位置をどう示していけばよいのか。

*管理職として、保健日よりや保健日誌の記述内容をもとに、教職員に「健康診断は子どもの健康を考える大事な時で、養護教諭がこのように示している。」と具体的に話したり、早退した子どものその後を、担任と養護教諭が確認し合うことを促している。これらを管理職が日々の中で実行することで教職員に伝わり広がると考える。学校経営の面では、分掌中の養護教諭の配置の意義を年度当初全体に伝えている。しかし、養護教諭の子どもを支える活動状況等を出ささせるのは難しい面もあり課題である。

*養護教諭の仕事に加え主幹教諭として経営力を発揮できた実績を広く知らせて、問題の解決の新たな方向を探ることも必要である。

*学校保健において養護教諭がどのような経営力を持つとどのような成果が出るという具体をまとめ、教育委員会などに示すことが求められている。

○子どもにどう向き合うのか

*養護教諭は子どもの命を守る最前線に立つことか

ら,子どもの背景にある問題を見極める力が必要で,「個」を大事にする意味を言葉で表現する以上に深く考える必要がある。

○養護教諭が日々の実践等を公表しやすい環境について

*養護教諭が抱える子どもに関する問題は水面下のものもあり,実践に書けないものがある。どう書けばプライバシー等の面をクリアして,事実を残し社会にアピールできるか,過去の例や,書き方の例示を求めたいし研究したい。

○現状打開のために求められること

*実践を発表することの継続は大きな力になる。
*養護教諭の力を発揮するために「協働」を組織活動に取り入れることが必要。立場を超えた「協働」が,養護教諭のアイデンティティの確立のひとつになるかもしれない。

2 ディスカッションからの提言

後藤ひとみ(愛知教育大学学長 本学会理事長)

- 1) 新学習指導要領の範囲だけでなく,そこにとどまらない未来,子どもたちが生きていく世界はどう変わるか,学校で何をどう学ぶのか,家庭生活や家族はどうなるか等をイメージする必要がある。その上で養護教諭は何をサポートしていくのかを考える必要がある。
- 2) 養護教諭自身が,意識して変えていかなければならないもの,他者から変わって欲しいと願われるものをどのように捉えていくかが,養護教諭のアイデンティティと結びついていく。
- 3) 学会のこれからとして,まさにアイデンティティがどうあるべきかを論点として,考える場を作る必要がある。

V まとめ

以上の協議を経て,コーディネーターが新時代になく養護教諭の実践とアイデンティティを検証するために必要なことを以下のようにまとめた。

- 1 養護教諭の実践を文字化すること,組織の中でどう発信するかが重要で,校内外での共有の広がりとなる。実践の中にある財産を養護教諭の共有のもの

にしていかなければならない。

- 2 職種の立場を超えた「協働」の姿勢を持ち,それぞれの立場を深く追究し理解する中から養護教諭としてのアイデンティティを見極めていく必要がある。
- 3 今後も,実践することとアイデンティティの検証について引き続き検討が必要である。

活発な協議にご参加くださった皆様にお礼を申し上げます。

なお,本シンポジウムは,2019年10月開催の日本養護教諭教育学会第27回学術集会にて行なわれる予定であったが,台風19号の影響で学術集会開催が中止となり,同年12月21日に時間を短縮して行なわれたものである。

学会長をはじめ各実行委員の開催への熱意と奔走に,心よりお礼を申し上げます。

活動報告

本学会と日本養護教諭関係団体連絡会の取組みについて

<2019年度の取組み>

教育施策の動向や2018年10月に行われた文部科学省の組織改編（総合教育政策局の新設、同局教育人材政策課の設置、同課への教員免許企画室の移動）などを考慮した要望書（案）作成に取り組んだが、提出には至っていない。

<連絡会代表者会議の議事報告>

2019年度定例代表者会議は、2019年6月22日（土）午後3時～5時30分、東京（女子栄養大学 駒込キャンパス）において、6団体10名の出席で開催した。

○審議事項

- 1) 2018年度事業の総括について、会長から資料をもとに提案があり承認された。
- 2) 2018年度会計報告及び監査報告について、会計担当より資料をもとに決算報告がなされ、監事の監査報告をふまえて、原案通り承認された。
- 3) 2019年度事業計画について、要望内容が全て実現したわけではないにもかかわらず要請活動が休止状態であることから、各団体に共通する課題の抽出を行って新たな要望書を作成することが承認された。さらに、各団体の過去の要望書等の共有、要望事項の裏付けとなる調査研究の実施についても承認した。
- 4) 2019年度予算について、会計担当より資料をもとに2019年度予算（案）の提案がなされ、調査研究を行う場合は予備費から支出することを確認して、原案通り承認された。なお、会員数が少ない全国私立大学・短期大学（部）養護教諭養成課程研究会の会費については、前年度の申し合わせをふまえて入金後に同研究会の活動費として全額返金することを確認した。

○報告事項

- 1) 代表者の交代及び新代表者名簿の内容確認を行い、全国養護教諭連絡協議会の充て職である監事は浅野新会長に交代することとした。
- 2) 各団体が資料に基づく活動状況を報告し、今後の連絡会の取組みについて意見交換した。
 - ①日本養護教諭教育学会…「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集〈第三版〉」の発行、「養護教諭の倫理綱領」第13条の養護実践基準の検討、学術集会一般発表における演題区分の見直し等に取り組んでいる。
 - ②全国養護教諭連絡協議会…研修会、研究協議会、各種団体との連携、調査研究等の事業を行っている。近年、複数配置の要望等は文部科学省財務課への働きかけも行っている。
 - ③日本養護教諭養成大学協議会…養護教諭養成モデル・コア・カリキュラムの年度内完成を目指して検討を進めている。次段階として教育の質の評価が必要である。FD検討委員会では教職実践演習の調査を実施した。
 - ④日本教育大学協会全国養護部門…研究委員会の活動として、根拠に基づく養護教諭の職務に関するガイドライン作成に向けた調査と文献研究を行った。
 - ⑤日本健康相談活動学会…学術集会（2月に静岡県）、健康相談・健康相談活動の実践力向上のための夏季セミナー（いわき市）の開催のほか、2018年度から学会認定資格「子ども健康相談士」の制度を開始した。
 - ⑥全国私立大学・短期大学（部）養護教諭養成課程研究会…年1回の研究協議会、2年に1冊の報告集の発行を行っている。会員校の減少が課題である。

以上の報告をふまえて、次のような意見が出された。

- ・少子化の時代であり、複数配置の要望も切り口を変えていく必要がある。タイムスタディや先進的事例の収集、コーディネーター的役割の見える化などを連絡会として考えてはどうか。
- ・各養成機関の特色を生かした教育が展開されているので、教育の質を評価する基準を考えるべきである。
- ・質の評価の検討に際しては、各自治体教育委員会の育成指標や現職の意向なども取り入れたい。
- ・日本教育大学協会の調査結果は公表されていないが興味深い結果もあるので報告書内容を共有したい。

3) 4月13日に開催された総理主催「桜を見る会」に4名(浅野, 米元, 三木, 後藤)が参加した。

<本学会の取組み>

6月22日に行った代表者会議の議により、要望書の原案作成では日本養護教諭関係団体連絡会がこれまでに提出した要望書に、全国養護教諭連絡協議会が提出してきた要望書内容も勘案することとした。そこで、連絡会からの下記提案を受けて、本学会理事の意見集約を行い、次のような追加意見(下線部)を整理した。

○要望書作成における基本的な考え方について

- ①連絡会発足の趣意書及び会則の目的・事業を踏まえる。
- ②社会の変化や教育の動向を踏まえた要望内容とする。
- ③これまでに日本養護教諭関係団体連絡会として提出した要望書の中で実現されていない事項は、要望する側の姿勢が問われないようにできるだけ継続内容として取り上げる。

●参考「日本養護教諭関連団体連絡会から過去に提出した要望書」(項目の抜粋)

1) 文部科学大臣あて(2015年11月19日)

専門性をふまえた研修計画の策定と実施についての明示、「学校保健法等の一部を改正する法律」に対する参議院及び参議院附帯決議の実現、科目「学校保健」の履修、「養護教諭関係団体連絡会」の起用を要望

2) 文部科学大臣あて(2016年5月30日)

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(答申)にある教諭の改善方向に準じた養護教諭の専門性の担保、養護教諭養成カリキュラムの総単位数(現在56単位)を教諭と同等〔59単位〕に、教諭と区別のない養護教諭の研修、養護教諭関係団体連絡会」作成のカリキュラム等の活用を要望

3) 文部科学大臣あて(2016年9月16日)

養護教諭の教職課程にかかわる単位数や専門科目内容及び課程認定等の抜本的な見直し、養護教諭の研修を教諭と同等に法制上で保証、「学校保健法の一部を改正する法律」の参議院及び衆議院附帯決議の実現、チーム学校の中でコーディネーター的役割を果たすための人的・物的な環境整備を要望

4) 文部科学省 初等中等教育局長あて(2017年3月3日)

養護教諭の教職課程に関わる省令改正に向けた早期の調査研究と協議、養護教諭の研修を教諭と同等に法制上で保障、養護教諭の研修施策に学校現場や養成機関の意見、「養護教諭の資質能力調査研究会」の設置、担当課と連絡会との定期的な意見交流、養護教諭の養成教育に理解ある文科省担当者の選任、養護教諭に関わる各種研修や研究における調査官の協力を要望

○連絡会としての要望書原案の構成等に対する本学会理事会からの追加意見

- ①健康の危機管理(感染症, アレルギー, 児童虐待, いじめ)等への対応のための養護教諭の勤務環境の整備は、要望事項というよりも、要望の背景にある状況(多様で深刻化している健康課題)として要望事項の「前書き」で述べる。
- ②養護教諭の適正配置に関する事項は、これまでに実現していないので、複数配置等を要望する。
- ③研修制度の充実、大綱や育成指標等、教育公務員特例法関係の新しい規程は要望通りに実現している。しかし、予算措置や育成指標にそった研修の充実等は未だ実現していないので要望する。
- ④養護教諭養成制度に関する事項は、専門科目のことも総単位のことも実現していないので、養成カリキュラムの事項として引き続き要望する。
- ⑤その他、文科省との意見交流の継続、教員養成部会等での議論の実施を要望する。

以上の意見をもとに、連絡会としての新たな要望書を作成中であるが、根拠を示すための調査は未実施である。なお、2019年7月に総合教育政策局長と、健康教育・食育課長が替わり、2020年1月には教員養成企画室長が替わったことから、本学会理事長から連絡会の存在と目的について伝えた。今後は文科省へのエビデンスの提供が必要である。

 総 会

日本養護教諭教育学会2019年度総会報告

2019年度総会について報告するにあたり、本総会の開催日を変更した経緯（ハーモニー第81号に掲載）の概要を述べておきたいと思います。

2019年度総会は、第27回学術集会（神奈川県横浜市）の二日目（2019年10月13日）に予定していましたが、台風19号の到来によって学術集会の中止（一部延期）を余儀なくされました。そこで、同年12月21日（土）にミニ学術集会（横浜市）を開催することとし、同日に2019年度総会も行うよう準備を進めました。その一方で、定例の総会とは別に、一般社団法人化にむけた議事を中心とした臨時総会の開催を計画しました。しかしながら、12月21日の総会では、10月13日開催の総会に対する委任状の転用確認が適切に行われていなかったことが判明し、本学会会則第8条第4項「総会は、正会員の10分の1以上の出席をもって成立し、総会開催前に委任状を提出した者は、総会に出席したものとみなす。」に規定する定足数を満たすことができませんでした。

よって、定例の総会は臨時総会の開催予定日に行うこととし、会員には事前に議事内容と関係資料を送付して、ご欠席の方には新たな委任状提出をお願いすることにしました。

このような経緯のもと、2020年2月24日（月・休日）、名古屋国際センターにおいて2019年度総会を開催するに至りました。なお、提出期限に間に合わなかった委任状が総会後に19通届きましたことを申し添え、会員の皆様のご協力に感謝致します。

当日は、会則第14条の規定に則って、平井美幸理事より会員23名と委任状提出者141名の出席により、2019年度の総会の成立が宣言された。鈴木裕子第27回学術集会学会長と学会長推薦により選出された入駒一美会員の議長のもとに議事が進められ、議案6～10の審議においては挙手による賛否確認を行った。

議案1 2018年度事業報告

1. 第26回学術集会の第一日目を2018年9月29日（土）に関西福祉大学（兵庫県赤穂市）で252名の参加により開催した（学会長：津島ひろ江）。第二日目となる30日は台風のため中止とし、一般演題については抄録集での誌上発表とした。なお、総会は同年12月24日（月）にウインクあいち（愛知県名古屋市）で開催した。
2. 第26回学術集会の第一日目に「改めて、養護教諭の倫理綱領を学びあう」をテーマにプレコンgressを開催し意見交流を行った。
3. 会則等の規程改正に関する検討を行い、総会で提案した。
4. 「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集＜第二版＞」の見直し作業を行い、第三版の案に対する会員意見を集約して年度末に発行した。
5. 「養護教諭の倫理綱領」第13条の養護実践基準の検討を行い、第26回学術集会において中間報告（第2報）を行った。
6. 研究助成金対象研究として、「くびき野式事例検討法の有用性と課題」（代表者：角田智恵美）を採択した。
7. 学会誌への投稿を奨励する「投稿奨励研究」は、一般演題を誌上発表としたため選定を行わなかった。
8. 日本養護教諭関係団体連絡会の幹事団体として、会長の責務と事務局の業務を担い、養護教諭の資質能力に関する諸課題の改善に向けて取り組んだ。
9. 研究助成金対象研究の成果として「養護教諭の複数配置に関する養成機関での授業モデル研究」（代表者：鈴木薫）を2018年12月24日（月）の総会前に発表した。また、「特別支援学校における養護教諭の専門性に関する

る研究」(代表者：野田智子)に助成を行った。

10. 日本養護教諭教育学会誌第22巻第1号と第2号を発刊した。
11. 機関紙「ハーモニー」第76号, 第77号, 第78号を発行した。
12. 理事会を計4回(4月・7月・12月は名古屋, 9月は赤穂)開催した。
13. 編集委員会を計4回(4月・7月・1月は東京, 9月は赤穂)開催し, 編集小委員会を計8回(第1号作業は札幌, 第2号作業は大阪)開催した。
14. 養護教諭の養成・採用・研修等にかかわる諸課題の改善につながるような活動や他機関との情報交換を進めた。以上が後藤理事長より報告され, 原案通り承認された。

議案2 2018年度決算・監査報告(別記)

加藤会計担当理事より2018年度決算報告がされた後, 大野泰子監事と岩崎和子監事による監査報告が行われ, 原案通り承認された。

議案3 2019年度事業経過報告

1. 第27回学術集会を2019年10月12日(土)は「はまぎんホールヴィアマール」, 13日(日)は「TKPガーデンシティ PREMIUM横浜ランドマークタワー」(いずれも神奈川県横浜市)で予定していたが, 台風のために両日ともに中止とし, 一般演題については抄録集での誌上発表とした。なお, 「学会長講演」「シンポジウム」「研究助成金研究発表」「学会事業報告: 養護実践基準の検討について(中間報告・第3報)」は同年12月21日(土)に「TKPガーデンシティ PREMIUM横浜ランドマークタワー」(横浜市)で開催したが, 「2019年度総会」は定足数に至らなかったため, 臨時総会を予定していた2020年2月24日(月)の開催とした。
2. 第27回学術集会のプレコンGRESS「養護実践基準について学びあう」は中止した。
3. 第27回学術集会において, 学会誌への投稿を奨励する「投稿奨励研究」は, 一般演題を誌上発表としたため選定を行わなかった。
4. 研究助成金対象研究「特別支援学校における養護教諭の専門性に関する研究」(代表者：野田智子)の成果を2019年12月21日(土)に発表した。また, 「くびき野式事例検討法の有用性と課題」(代表者：角田智恵美)に助成を行っている。
5. 「養護教諭の倫理綱領」第13条の養護実践基準に関する中間報告(第3報)を2019年12月21日(土)に行い, 更なる検討を進めている。
6. 本会の法人化に向けた準備を進めている。
7. 2020年度に行われる理事選挙のための準備を進めている。
8. 日本養護教諭教育学会誌第23巻第1号を発刊するとともに, 第23巻第2号の発刊に向けた作業を進めている。
9. 機関紙「ハーモニー」第79号, 第80号, 第81号を発行した。
10. 日本養護教諭関係団体連絡会の取り組みを推進し, 養護教諭の資質能力に関する諸課題の改善に努めている。
11. 養護教諭の養成・採用・研修等にかかわる諸課題の改善につながるような活動や他機関との情報交換を進めている。
12. 本学会の今後の活動の充実に向けて, 全会員対象に「学会活動に関するアンケート」を実施している。以上が理事長より提案され承認された。

議案4 2019年度補正予算審議(別記)

会計担当理事より2019年度補正予算案が提案され, 審議の後原案通り承認された。

議案5 2020年度事業計画

1. 第28回学術集会を九州ブロックの熊本県玉名市で開催する。
2. 第28回学術集会においてプレコンGRESを開催する。
3. 研究助成金対象研究を選定して助成する。
4. 投稿奨励研究の選定を行って学会誌への投稿を奨励する。
5. 日本養護教諭教育学会誌第24巻第1号と第2号を発刊する。
6. 機関紙「ハーモニー」を年3回発行する。
7. 「養護教諭の倫理綱領」第13条の養護実践基準についての提案にむけて準備する。
8. 一般社団法人の申請を行い、定款に沿った学会運営体制を整える。
9. 理事選挙を実施し、役員を改選する。
10. 養護教諭がつかさどる「養護」の学問構築にむけた検討WGを設置する。
11. 日本養護教諭関係団体連絡会の取り組みを推進し、養護教諭の資質能力に関する諸課題の改善に努める。
12. 養護教諭の養成・採用・研修等にかかわる諸課題の改善にむけて、広報活動および他機関との情報交換等を積極的に行う。

以上が理事長より提案された。会員から「養護実践基準」の検討に理事以外の会員を加えてほしい旨の要望が出され、理事長より現予算では交通費支弁は難しいが、会費の値上げが承認されれば予算を確保することが可能になるとの説明がなされ、原案通りに承認された。

議案6 会則実施細則の一部改正（年会費の変更について）

総務担当常任理事より、会則実施細則第9条に規定する年会費について、正会員は5,000円から7,000円へ、団体会員も5,000円から7,000円に変更することが提案された。会員から自然災害等の不測の事態に対応できるような予算の確保も考慮してほしいとの要望が出され、原案通り承認された。なお、本細則の改正は2020年2月24日より施行される。

日本養護教諭教育学会 会則実施細則 新旧対照表

新	旧
(会費) 第9条 会員の会費は次のとおりとする。 (1) 正会員 年額 <u>7,000</u> 円 (2) 賛助会員 年額 10,000円 (3) 団体会員 年額 <u>7,000</u> 円	(会費) 第9条 会員の会費は次のとおりとする。 (1) 正会員 年額 <u>5,000</u> 円 (2) 賛助会員 年額 10,000円 (3) 団体会員 年額 <u>5,000</u> 円

議案7 投稿規程の一部改正（査読料及び超過頁掲載料の変更について）

松永学会誌編集担当常任理事より、投稿規程12. で規定している著者が負担すべき費用について、査読料は7,000円から8,000円へ、超過頁掲載料は1頁あたり5,000円から7,000円へ、投稿規定の表記は投稿規程に修正することの提案があり、原案通り承認された。なお、本規程の改正は2020年2月24日より施行される。

日本養護教諭教育学会誌 投稿規程 新旧対照表

新	旧
12. 著者が負担すべき費用 1) 投稿に際しては、査読のための費用として、 <u>8,000</u> 円の郵便為替（文字等はいっさい記入しない）を投稿原稿に同封して納入する。 2) 掲載料 既定枚数を超過した分については、著者負担（1頁あたり <u>7,000</u> 円）とする。	12. 著者が負担すべき費用 1) 投稿に際しては、査読のための費用として、 <u>7,000</u> 円の郵便為替（文字等はいっさい記入しない）を投稿原稿に同封して納入する。 2) 掲載料 既定枚数を超過した分については、著者負担（1頁あたり <u>5,000</u> 円）とする。

議案8 会計年度について

後藤理事長より、これまでは会計年度と総会開催日との約半年の隔たりに対処するため補正予算を立ててきたが、わかりやすい会計作業や予算審議のために、総会開催日前の3ヶ月以内を会計年度（10月1日～翌年9月30日）にすることを提案があり、原案通り承認された。

議案9 総会開催時期について

理事長より、本学会は2年連続で台風到来の影響を受け、学術集会も総会も予定通りに開催できなかったことから、学術団体としての責務を果たすために総会及び学術集会の開催時期を現在の10月上旬から変更し、前議案で承認された会計年度末（9月30日）以降の3ヶ月以内で、台風到来の懸念が小さくなる期日で開催することを提案があり、原案通り承認された。なお、近接領域である他学会の開催日程も勘案して12月初旬～中旬の開催が考えられるとの説明がなされた。

議案10 一般社団法人化にむけた定款案について（別記）

総務担当常任理事より、定款案について現会則との新旧対照表をもとに読み上げによる提案がなされた。さらに、理事長より、本日の総会に出席できない会員から文面で定款案の決定を次年度の総会で行ってほしい旨の意見が届いたが、次年度の理事選挙準備ができないと法人化は3年後の対応になること、2018年度には法人化にむけた準備としての会則改正を提案して承認された経緯があることから本総会で決定したいとの説明があった。

会員から、「名誉会員の可視化」「代議員の選出方法」「代議員の任期」「定期総会・臨時総会の成立要件」「総会の招集」「総会の議決」「理事の定員」「理事の人数の上限」「理事の任期」「理事長の再任制限」「事務局長の委嘱と報告」「監事の任期」「議事録の署名」に関する質問があり、理事長より、今回の定款案は、法人法で規定することが定められていることを中心に定めたものであり、定款の内容は現在の会則や実施細則、内規の内容をふまえたものであるとの説明があった。ただし、新しく代議員制度を設けるので、代議員選出のための規程を作成しなければならないため、その規程や実施細則等については、ハーモニー送付時に提案し、最終的には2020年度総会で承認していただいた後、代議員選挙を行いたい旨の説明があり、原案通り承認された。

議案11 2020年度予算審議（別記）

会計担当理事より、議案6及び7の審議による会費・査読料・超過頁掲載料の値上げ承認に基づく予算案が提案され、2020年度の予算執行期間を2020年4月1日より2021年9月30日に変更した上で、原案通り承認された。

議案12 研究助成金研究の選定

河田学術担当理事より新規1件の応募があり、研究代表者・丸山範子会員の「高等学校における複数配置の養護教諭間に生じる課題解決についての一考察－情報の共有と判断の一致に向けて」の助成が提案され、承認された。

議案13 選挙管理委員会委員の選定

理事長より、第Ⅸ期理事選出選挙の選挙管理委員が以下のとおり提案され、承認された。

中部ブロック：石田妙美会員（東海学園大学）、森千鶴会員（名古屋市子ども適応相談センター）

近畿ブロック：菊池美奈子会員（梅花女子大学）、高田恵美子会員（畿央大学）

議案14 第29回学術集会（2021年）の開催地

理事長より、専権事項である第29回学術集会（2021年）の開催地について、中国・四国ブロックの徳島県で行うこと、学会長は貴志千恵子会員（徳島文理大学）に依頼したことが報告された。

総会終了後、第28回学術集会の古賀由紀子学会長より挨拶があり、2020年10月10日～11日に九州看護福祉大学（熊本県玉名市）にて開催することが紹介された。

（別記）

2018年度決算・監査報告

2019年度補正予算

一般社団法人日本養護教諭教育学会定款（案）新旧対照表

2020年度予算

編集後記

初学の頃、ある先輩から「一度投げるんだよ」とお聞きしました。あれから10年経ち、この意味がよくわかるようになりました。郵便受けをのぞき、査読を終えて戻ってきた封筒を持つと、肘の関節がのびてしまいます。投げませんが、いったん、テーブルに置きます。

編集委員長として著者の皆様と話す機会が出来、わかったことは、第1回目の査読結果を受け取り「これまでしてきたことが一気に否定されるような気持ちになる」のは私だけではなかったということです。修正しなくてはならないが修正したら私の主張が伝わらなくなってしまうと葛藤し、次第に、なぜそのような指摘を受けたのかと自問するようになっていきます。自分で書いた論文を客観的に見直すために「一度投げる」ということは、吟味するという重要な段階に向けての準備の期間なのだと思います。一方、査読者様のご苦勞にも接します。ご自身が研究する時間や睡眠時間を削って論文を読んでくださり、投稿者が気づかなかったことを伝え、その後も自分のことのように心配してくださいます。「一度投げる」気持ちを知っているからこそ、お引き受けくださり、伴走して下さるのだと思います。

第27回学術集会の実行委員の皆様立ち塞がった「これまでしてきたことが一気に否定されるような」出来事につきましては、自然のむごさをただただ恨むばかりです。1年かけて積み上げてきたこと、そしてつらい出来事までも文章にし、私たちにお知らせくださいました鈴木裕子先生のお気持ちと筆力に敬意を表します。（松永 恵）

編集委員

委員長 松永 恵 (茨城キリスト教大学)	
委員 青柳 千春 (高崎健康福祉大学)	飯嶋 美里 (常磐大学高等学校)
今野 洋子 (北翔大学)	加納 亜紀 (就実大学)
鎌田 尚子 (前女子栄養大学)	斉藤ふくみ (関西福祉科学大学)
田村真由子 (大阪市立堀川小学校)	津島 愛子 (岡山大学大学院)
留目 宏美 (上越教育大学大学院)	照井 沙彩 (札幌市立星置東小学校)
中川 優子 (藤沢市立鶴沼中学校)	中西 美貴 (札幌市立篠路小学校)
平井 美幸 (大阪教育大学大学院)	山内 愛 (岡山大学大学院)
山崎 隆恵 (北海道教育大学札幌校)	

日本養護教諭教育学会誌 第23巻第2号

Journal of Japanese Association of Yogo Teacher Education Vol.23, No.2

2020年3月31日発行 (会員頒布・非売品) 無断転載を禁ずる

発行所: 日本養護教諭教育学会 (<http://yogokyoyu-kyoiku-gakkai.jp/>)

事務局 〒448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1 愛知教育大学養護教育講座 後藤研究室内

TEL&FAX: 0566-26-2491

(郵便振替) 00880-8-86414

E-mail: JAYTEjimu@yogokyoyu-kyoiku-gakkai.jp

代表者: 後藤ひとみ

印刷所: 文明堂印刷株式会社 本社 (〒239-0821 横須賀市東浦賀1-3-12)

TEL 046-841-0074 FAX 046-841-0071 E-mail bp@bunmeidou.co.jp

**JOURNAL OF JAPANESE ASSOCIATION
OF
YOGO TEACHER EDUCATION
(J of JAYTE)**

CONTENTS

Foreword

Hitomi KAWATA

Yogo Teachers' Philosophy 1

Practical Papers/ Submitted Recommended Research

Chigusa MOTOOKA, Kayoko MIYAMOTO, Takehiko ITO

A Study on How School Health Activities can be Conducted to Promote the Acquisition of a Healthy Life-style
— Health Guidance for Groups that a *Yogo* Teacher Taught — 3

Investigation Paper

Takae YAMAZAKI, Fukumi SAITO, Kaoru SUZUKI

Thinking about Multiple Placement by *Yogo* Teacher Training Course Students
— For The Creation of Classes — 17

Report on the 27th Conference of the Japanese Association of *Yogo* Teacher Education 29

Activity Report 47

Announcement 49